

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第9号)

招集年月日 平成23年9月30日

開閉会日時 午前9時32分 開会 ～ 午後4時46分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時32分)

議長（井田義之） 皆さん、おはようございます。

9月1日から始めました本定例会、1カ月たって、きょうは9月の終わりにになりました。いよいよ22年度の決算認定も中日を迎えております。きょう一日、よろしく願いをいたします。

なお、町民の皆さんも含めてお願いをしておきますが、第38回9月定例会、最終日まではクールビズでいきますので、きょうが終わっても皆さん方のご理解とご協力をよろしく願いをいたします。

皆さんにお知らせしておきます。宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐が出席をしております。

なお、本日、午後1時から議会運営委員会が開催されるということでありますので、監査委員室でお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。本日の質疑に入ります前に、過日の質問に対する答弁が補足されますので、これを受けたいと思います。

まず、最初に浪江郁雄議員の質問に対する福祉課長の答弁を求めます。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） おはようございます。

今、議長のお許しをいただきまして、せんだって9月26日にご質問をいただきました浪江議員のご質問に対する私の答弁不足と、そして、ご質問に対して、後から調査をさせていただいてご報告申し上げますと言いました2点につきまして、説明をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、福祉電話に対して利用者が一たん料金を立てかえ払いをしなければならないというご質問をいただきまして、それについては立てかえをしないような方法を検討しますと、このように答弁をしておりました。

しかし、よくよくこの制度を調べてみますと、この福祉電話の設置につきましては、設置料金、また、基本料金については、すべて町が負担をしておりますので、ご利用者の方に一たん立てかえをしていただくということはありませんので、私の説明が誤っていたということと、そのようにご負担は要らないということをご理解をいただきたいというように思います。

なお、立てかえが必要になる場合の例といたしまして、緊急発信装置つき電話の設置というのがあります。これはボタンをポンと押せば指定した3名の方に緊急事態が発生したことを知らせる電話がかかるものでございます。この制度の対象者につきましては、おひとり暮らしや、また、緊急事態に対処しなければならない方、この場合、町民税非課税世帯の方で、既に電話が設置してある方を対象にさせていただいております。しかし、この制度につきましては、年度の途中で家族がふえたり、また、年度によりまして、非課税世帯から課税世帯に変わられるようなことがありますので、とりあえず利用料金につきましては、電話料金と一緒に、一たんNTTのほうに

ご負担をいただきまして、そして、年度が終了後に補助対象になる方については料金の全額、その使用料の全額を町のほうから助成をさせていただいております。

なお、この装置の金額につきましては、1カ月399円でございます。12カ月分として4,788円になりますけれども、これについては年度が終わってから、すぐに対象になる方にお支払いをしているという状況でございます。

もう1点につきましては、タクシーチケットの利用でございます。タクシーチケットをタクシー会社だけでなしに、社会福祉協議会等が実施しております移送サービスにご利用できないかというご質問につきまして検討し、報告をさせていただくというようにお約束をさせていただいております。このタクシーチケットにつきましては、外出困難な町民税非課税世帯の視覚障害1、2級の方、また、下肢障害、または移動機能障害1、2級の方、そして、上肢障害程度が1、2級で下肢障害が3級の方、また、体感機能障害1、2級の方、この方に年間で1万2,000円のチケットを出させていただきます。このチケットはタクシー以外の社会福祉協議会の移送サービスについてご利用いただけますように、平成23年3月1日、ことしの3月1日に要項改正をいたしまして、そして、これがタクシーチケットを社協の移送サービスにも使っていただく制度改革をしておりますので、そのようにご理解がいただきたいというように思います。

ただし、このタクシーチケットを社会福祉協議会の移送サービスに使っていただきます場合は、タクシーのように、どこへ行っても使えるというのではなしに、社協の場合につきましては病院、通院のみということになっておりますので、そのあたりを十分ご理解をいただきたいというように思います。

以上、2点につきまして浪江議員への答弁の詳細説明、また、私の不足なことに対してのご答弁と、そして、報告をさせていただきますと申し上げておりましたことにつきまして、以上のことを報告させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（井田義之） 次に、糸井議員に対する答弁を浪江企画財政課長より求めます。

企画財政課長（浪江 学） おはようございます。

過日の糸井議員からのご質問を受けておりました、いわゆる予備費の充用と予算の流用の件につきまして調査をさせていただきましたので、ご答弁をさせていただくお約束をしておりましたので、ご説明を申し上げますとともに、予算の流用につきまして地方自治法に照らし、一部適切ではない予算の執行管理をしていたことが判明いたしましたので、おわびを申し上げなければならないというふうに思っております。

ご質問を受けておりましたのは、一つに予備費充用の内容が1点、それから、二つ目に京都府知事選挙費から町長、町議選挙への予算の流用について、これが2点目でございます。それから、3点目に教育費にかかる予算の流用についてということでございます。それから、ご指摘はなかったわけですが、もう1件、4点目といたしまして簡易水道特別会計における予算の流用につきましても、関連をいたしますので、あわせてご説明を申し上げます。

まず、1点目の予備費の充用の内容でございます。決算書の336ページをお開きをいただきたいと思っております。決算書の336ページの14款予備費でございますが、その表のちょうど中ほどの予備費、支出及び流用増減という欄を見ていただきますと、三角の463万3,646円を

計上しておりまして、平成22年度につきましては、この額を予備費からほかに回させていただきまして、執行をさせていただいたということでございます。その内訳で、主なものを申し上げます。まずは、税務総務費の一般経費の過誤納還付金、これに126万円を充用させていただいております。1,000円どめで金額は申し上げていきたいと思っております。過誤納還付金に126万円、それから、東日本大震災支援事業に82万円充用をいたしております。内容的には職員を派遣をいたします際の旅費、燃料費、通行料、消耗品などがございます。

それから、三つ目に職員人件費35万3,000円を充用しております。中身としましては、退手組合の負担金、厚生会の負担金、職員の一般職給、それから、時間外勤務手当などとなっております。

それから、リフレかやの里高圧受電引込工事費85万4,000円を充用しております。これにつきましては、リフレかやの里の改修工事に先立ちまして、改修工事費は9月の補正予算で計上させていただきましたが、それより前に設計段階におきまして館内のボイラーなどの機械設備の点検、あるいは試運転を行っていく必要があるということから、電気の保安協会にお願いをしまして、受電の点検をしましたところ、不適合な箇所があったということから、急遽、高圧受電の引込工事費を予備費から充用させていただいたという内容のものでございます。

それから、除雪機の借上料35万6,000円、それから、災害見舞金20万円、これは町内で発生いたしました火災2件、各10万円の20万円でございます。それから、弁護士への謝礼11万2,000円、それから、議会事務局の臨時職員さんの賃金15万円などとなっております。今、申し上げました金額を合計しますと452万8,000円になろうかと思っておりますけれども、残りのわずかは細かい内容になっておりますので割愛をさせていただきます。以上が予備費の充用の内容でございます。

次に、知事選挙費から町長、町議選挙への予算流用についてご説明を申し上げます。昨年、知事及び町長及び町議のトリプル選挙があったわけですが、流用額を申し上げますと決算書の106ページをお開きいただきたいと思っております。決算書の106ページの下のほうですけれども、5目京都府知事選挙費、106ページでございます。5目京都府知事選挙費の中ほどに三角5,000円と計上させていただいております。知事選挙費から5,000円を他に流用したということでございます。この点は糸井議員からもご指摘がございまして、これの流用先は決算書の110ページの7目町長、町議会議員選挙費の欄に1万9,062円の流用額が上がっております。この一部に5,000円を流用したという内容のものでございます。そこで、知事選挙費から5,000円流用とすると、上位選挙ですので、京都府からの委託料があるはずだというふうなご指摘がございました。委託料につきましては、決算書の43ページをお開きをいただきますと、下から約10センチぐらいのところでございますが、京都府知事選挙委託金603万642円を計上しております。この額を京都府から委託金としていただいたというものでございますが、先ほどの106ページに戻っていただきまして、下側をごらんいただきますと、京都府知事選挙費は5,000円を流用いたしまして、その右側、予算現額は607万6,000円になってございます。この予算現額のうち執行いたしましたのが、右側のページの支出済額、一番左でございますが603万3,031円、これが執行額でございまして、不用額が4万2,969円出ております。したがって、先ほどの京都府からの委託金603万

642円につきましては、これを上回る支出済額となっております、そのような形で精算をさせていただいたというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

それから、次に3点目と4点目の予算流用につきまして、ご説明を申し上げます。ご承知のように予算には款、項、目、節と科目があるわけですが、地方自治法第220条第2項の定めによりまして、各款の間において、また、各項の間において相互に、これを流用することができないとされております。ただし、各項の金額は、必要がある場合に限り、あらかじめ予算の定めるところにより、これを使用することができるとなっております。すなわち款から款への流用は認められておらず、同一款内における項から項への流用も原則認められておりませんが、あらかじめ承認を得た場合のみ流用ができることとなっております、当町の場合は毎年、当初予算の1ページに。また、見ていただいたらと思いますが、当初予算の1ページにありますように給料、職員手当、共済費にかかる予算、つまり人件費についてのみ項から項への流用をお認めいただいているというふうにいたしております。そこで、まず、3点目の教育費の予算流用についてご指摘ございましたので、ご説明を申し上げます。流用の内容は大江山運動公園のグラウンド北側でございます休憩所のトイレの浄化槽が周辺の木立の根っこにより破損をしておりましたので、春先からご利用いただくのに当たって急遽、これを修繕するため、若者センター管理運営事業の修繕料から流用し修繕を行ったものでございます。

決算書で金額を確認をいただきますと、296ページをお開きいただきたいと思います。決算書の296ページをお開きいただきまして、5項社会教育費の欄に、中ほど流用増減の欄でございますが、三角の41万7,307円、今296ページをご説明させていただいております。社会教育費の流用といたしまして341万7,307円を計上いたしております。ここが、いわゆる流元でございます。ここの予算を確認していただきますと5項の社会教育費は、ここの5項社会教育費の316ページをお開きいただきますと、ここが、先ほどの申し上げましたのが流元でございます。流用先は327ページでございます。327ページをお開きをいただきますと、一番上に屋外体育施設管理運営事業の欄に事業費の欄、修繕料245万6,781円を執行しておりますが、この一部に先ほどの41万7,307円が含まれておまして、ここで執行をさせていただいたのが、先ほど、ご説明を申し上げました大江山運動公園グラウンド北側にありますトイレの浄化槽の修繕に、ここから執行させていただいたわけですが、その左側のページの2目社会施設管理費の流用増減の欄に56万8,807円を計上しております。この中に先ほどの若者センターから流用してきました41万7,307円が含まれているということでございます。

決算書の額で申し上げますと以上となっております、ご確認をいただきますと、先ほどの296ページは5項の社会教育費でございます。それから、流用先の2目の社会体育施設管理費は322ページからきておまして、項でいいますと6項の保健体育費に当たるということでございます。この予算の流用につきましては、ただいま申し上げましたように10款教育費の5項社会教育費、7目教育文化施設管理費の若者センター管理運営事業から、同じく10款の教育費の6項保健体育費、2目社会体育施設管理費、屋外体育施設管理運営事業に41万7,307円の予算流用を行ったというものでございます。同じ教育費の款の中でございまして、項から項へ予算流用となっております、この点が地方自治法に照らし、適切ではない予算の執行管理と

なっているというものでございます。

それから、さらに冒頭に申し上げました4点目の簡易水道特別会計における予算の流用でございます。今回の平成22年度の各会計決算を点検をさせていただきます中で明らかになったわけでございますが、簡易水道事業が納付する消費税について、12月補正の際に不足する追加補正予算額を本来、1款総務費に計上すべきところ、誤って3款改良費に計上してしまったことにより12月末には支払いをしなければならないといった関係上、予算の組みかえを行わず、3款改良費から1款総務費に378万6,000円を流用したものでございます。この流用におきましても款から款に予算流用を行っており、地方自治法に照らし、適切ではない予算の執行管理となってしまうというものでございます。決算書で確認をいただきますと368ページをお開きをいただきたいと思っております。

368ページの1款総務費の欄でございますが、流用増減の欄に378万6,000円を計上しておりまして、ここに流用をしてきているというものでございます、流用元は372ページをお開きいただきまして、3款改良費の流用増減の欄に同じく三角の378万6,000円となっております、このところが決算書で出ているところでございます。

以上、2件の一般会計教育費並びに簡易水道特別会計の予算流用につきまして地方自治法に規定される範囲を超えて行っておりまして、不適切な予算の執行管理となりましたことを深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

予算の流用につきましては、平成19年度におきましても農業集落排水特別会計予算において金額はわずかではございましたけれども、同様に款から款への誤った予算流用を行い、決算審議の際、糸井議員からも適切なお指摘とご助言を受け、以後、このようなことがないように最善の注意を払って執行管理に当たるよう申し上げておりながら、今回のような事態となりましたことにつきまして、重ねておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上、糸井議員のご質問に対するご答弁とさせていただきます。長時間をいただきましてありがとうございました。

議 長（井田義之） ただいま浪江企画財政課長から多くのミスがあったということで、るる説明がございました。これについては糸井議員の質問に対する答弁でありますので、まず、ここで糸井議員から、これに対する質疑があれば、まず受けたいと思っております。

糸井議員。

なお、3回目ということでご了承をお願いいたします。

1 4 番（糸井満雄） 議長に3回目ということで念を押されましたので、3回目ということで質問をさせていただきます。

それともう一つ、議長にお願いしておきたいのですが、ただいま浪江企画財政課長から簡水の問題まで答弁がございましたので、関連がありますので、その辺はちょっとお許し願いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（井田義之） 大いに関連がありますので、これを認めます。

1 4 番（糸井満雄） ただいま浪江企画財政課長のほうから答弁がありまして、予備費の流用につきましては大体わかりました。急を要するような問題もたくさんございましたので、これはやむを得ないのかなというふうに思っておりますし、それから、知事選の流用につきましても理解をいた

しました。結構でございます。ただ、教育費と簡水の問題については、これは少し問題があるんじゃないかなというふうに、私は思っております。この流用につきましては、先ほど浪江課長から言われましたように3年ほど前ですか、私、一度、指摘したことがございます。これが直っていないということでございますし、それから、教育費の流用の関係と簡水の流用は基本的に違いがあります。教育費の流用につきましては、これは予算上では定められてはおりましたけれども、その目的外に使われたと、いわゆる予算上では職員の給与、手当、共済費、これには使ってもよろしいよということになっておるんですけれども、今、聞いた中ではトイレの浄化槽の修理に若者センターのほうから流用したということで、全く違います、内容的に。これが一つ。

それから、簡水については、これは明らかに法律違反です。地方自治法第220条の2項では、これは款から款への流用は禁止いたしております。項は、先ほど浪江課長が説明されたように、予算で定めれば同一款内での項から項への流用は認められておるわけですから、この簡水の、この流用については、全くこれは自治法に違反した不適切な処理と言わざるを得ないと、両方とも不適切な処理ではあるんですが、今、聞いておりますと、これを承知の上で、こういう流用をされたように、私は聞いておるんですけれども、それには間違いありませんか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。どちらにしましても、ただいま議員が言われましたように、項から項への流用、これも制限があるということですし、それから、款から款への流用につきましては、制限なく禁止をされているということでございます。この原則は職員もわかっていたらというふうに思っております。そういう中で、簡水の場面で申し上げますと、12月補正をした後、年末すぐに支払いを完了しなければならないというような事態がございましたので、やむなく、そのような措置をさせていただいたということでございますので、承知をしていながらも、やむなく、そのようにさせていただいたのが現状であったかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これは知らなかって、こういう誤った処理を、不適切な処理をしたというのなら、まだ、わかるんですが、これがわかっておって、されたということについては、どうも理解ができない。最終的には町長が承認されておるんですから、私がとやかく言う問題ではないかもしれませんが、私はやはり、この辺はもう少しきちんとした財務処理をしていただかないと、これは困るわけなんです。ですから、こういう場合は予備費の流用も考えられるわけですし、補正予算を組み直すということもありますし、専決処分もあるわけですから、そういうふうな方法を、なぜとれなかったのか。支払いが迫っておったということもあるかもわかりませんが、専決処分もあるわけですから、なぜこれがとれなかったか。浪江企画財政課長も、ことしの4月から配置されておりますので、それは浪江課長に申し上げるのは酷かもしれませんが、私はそういう処置が、なぜとれなかったのかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。おっしゃるとおりであろうかと思っております。処置の方法としましては、予備費を活用させていただく、あるいは急遽、補正予算を組み、専決処分を

させていただくという方法が、今となれば適当な方法ではなかったかなというふうに思っております。

予算の流用につきましては、まず、伝票を起票します前に事前に決裁を伺うということになっておりまして、その決裁後に流用伝票を所管課において起票をして、それを企画財政課において審査をさせていただいているということですが、必ず両課とも複数の職員が、その決裁に携わります。その際にやはり要因としては、予算流用にかかる問題意識に希薄な意識があったのではないかなというふうに思っております。また、同時にチェック機能に甘さがあったということではないかなというふうに思っておりまして、深く反省をしているところでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） チェック機能が、私は働いていないのではないかなというふうに思うんですね。そもそも、この流用については、どなたが指示をされるのか。各課で、これが決められるのか、企画財政課で決められるのか、私はちょっとわかりませんが、流れが。私はチェック体制ができていないのではないかなというふうに思っております。

ちなみに申し上げますと予備費の場合は、予備費の流用に関する調書、企画財政課長に提出することになっておりますね。企画財政課長は調査した上で必要かどうかを、これを意見書をつけて町長に承認を求めるとなっておりますわね。ところが予備費ではなしに、この予算の経費の流用については、そうはなっていないわけです。課で流用の明細書をつけて町長に承認を求めるとなっております。一たん企画財政から、そういう意見書をつけた上での町長の承認事項になっていないわけです。これは、いわゆる与謝野町の財政規則の中で、そのように決められております。ですから、そこら辺のチェック体制が、私は甘いのではないかなと。ですから、知りながら、こういうことをされるということについては、これはどう我々は、これ解釈したらいいのか。また、町として、この誤りをどういうふうに、これ決算書でございまして、これ認定せないかんわけですから、どのように考えておられるのか、もう一度、そこら辺の考え方があったら答弁してください。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。今、議員、ご指摘がございました財務規則に一定の規定をいたしております流用についてでございます。財務規則の第6条でございますけれども、財政担当課長への合議、または協議という事項がございまして、幾つか書いてございますが、そのうちの一つに経費の流用に関することについて各課の課長等は財政担当課長に合議をしなければならないという規定がございます。さらに予算の流用につきまして第18条にも、さらに規定がございまして、流用をしようとするときには、その流用しようとする金額及び事由などを記載した書類を作成して町長に承認を受けなければならないという内容のものとなっております。

したがって、通常、行っておりますのは各課から流用をしたいという場合は、決裁を起こしていただいております。その決裁を財政担当課長に経由をする形をとっていただきまして、財政担当課長が合議に参画をしているということと。その決裁を町長に上げまして、承認をいただいた上で予算の流用伝票の業務に移るといったような形式をとっております。こういう中で、今、議員、ご指摘のように款から款への流用ができているということにつきましては、完全にこれは誤りでございまして、猛省し徹底して、今後、予算の執行管理を行っていかねばならないと

いうふうに強く感じているところでございます。

この今、ご審議をいただいております決算につきましては、平成22年度の予算執行を既に閉じておりますので、今から予算執行を更正させていただくことは事実上できないというふうに思っております。今後、このようなことがないように徹底をさせていただくことでお許しがいただきたいと、このように思っております。まことに申しわけなく思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 企画財政課長のほうから、これは訂正できないと、こういう答弁がございました。また、その前には、いわゆる職員の意識の希薄というものがあるんじゃないかなということが言われましたけれども、予算執行職員等の責任ということで、これも財務規則に定めております。ご存じだろうと思うんですけども、ちょっと読み上げさせていただきますと、第7条で歳入歳出決算の執行その他、財務に関する事務を処理する職員は法令、契約、この規則及びその他の規程の定めるところに準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職務に応じ、歳入を確保し、歳出を適正に執行する責めを負わなければならないと、このように財務規則では規定されておるわけです。ですから、町の職員は、このことは十分承知しておらなければならないと、私は思っております。こんな議会で、我々議員に指摘されるようなことを、なぜされるのかと。もっと職員に、やはり職員の教育なり、そういったことの指導も、私はしていただかないかなだろうというふうに思いますけれども、この辺の間違ひについては、非常に私は問題があるのではないかなというふうに思いますが、町長、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全く糸井議員のおっしゃるとおりでございまして、今回の、こういう処理につきまして不適切であった。また、違法な行為であったということは、もう認めざるを得ないというふうに思っております。しかし、こうした中で、それぞれの、こういったことが起こる原因につきましては、おっしゃるとおり我々のきちんとした指導やチェックができていなかったという、その責任は大変重いものがあるというふうに受けとめさせていただいております。本当にまことに申しわけございませんでした。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） これ以上、申し上げても仕方ないかと思っておりますけれども、だけど、これはやはり大きな問題だろうというふうに、私自身は思っております。ですから、これ2回目ですよ、私、指摘するのは、だから、これが今後、こういうことが再び起こることについては、非常に私は困りますので、これの再発防止に最大の努力をしていただきたいなというふうに思っております。やはり職員の教育も含めて、これを知っておりながら、こういうことをするというところについては、私は議会をも軽視しておるんじゃないかなということも言えるのではないかなというふうに思っております。したがって、再発防止に万全を期していただきますように強く求めまして、質問を終わります。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、ご指摘をいただきました件は、このとおりであろうかと思っております。財政担当課といたしまして、関係職員を集めて研修会といたしますか、確認をし合うと、そういう機会を持つことを町長に提案をさせていただきまして、そのようにさせて

いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午前11時10分）

議 長（井田義之） 長い時間、休憩いたしましたけれども、本会議を再開いたします。

決算認定に対する質疑を糸井議員の、改めて資料等を提出されましたので、糸井議員の発言を許します。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、引き続きまして質問をさせていただきます。

議会運営委員会の中でも、この問題についていろいろと議論が交わされました。これは議会の中で今後また、再度、議会運営委員会を開いて決められるというふうに思いますけれども、今までの質疑では、まだ、不十分だということで、再度、質問をさせていただきます。

町長にお伺いするんですけども、今回の、この決算は、私が先ほど申し上げましたように、いわゆる予算で定められておる給与、手当、それから共済費、この以外に流用されていることが1点、すなわち不適切な、違法とも言うべき支出があるということ。さらには簡水は明らかに地方自治法に違反しておる。違法支出であるということが、私は認められたのではないかなというふうに思っております。したがって、こういった決算書を、この議会に認定するように出された、この辺については、いかが町長としてはお考えなのか、そこら辺をまず、お伺いしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正直なところ糸井議員からのご指摘があるまで、そうした違法などいいますか、不適切な支出であったというふうに認識はしておりませんでしたので、そうした点も含めて甘かったといえますか、そこまでの十分な目が行き届いていなかったという点については、申しわけないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 町長は、私が申し上げるまで、この問題についてはわからなかったと、こういうことでございますけれども、町長は最終的には承認されておるわけなんで、その辺は、私はちょっといかがかなというふうに思いますけれども、現実的に、わからなかったということで、そういう答弁でございますので、それ以上について申し上げることはないわけですが、やはりこれは、承認は町長がされるわけですので、最終的には町長に、私は責任があるというふうに思います。

それから、先ほどの浪江企画財政課長の答弁の中では、これを知りながら処理をしたと、こういう不適切な処理ということがわかっていながらしたというふうな発言もございました。ここはやはり、そのもとである担当課の考え方を聞いておきたいというふうに思っております。

一つは教育委員会、一つは水道課、まず、教育委員会の見解を求めておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。教育費の関連で不適切な処理があったということでござい

す。心からおわびをしたいと思います。経過については、企画財政課長からの経過でございます。3月の中旬に浄化槽の点検をしております、その際、破損部分が出てきたということで4月に入りますと、運動公園の使用が入りますので、早急に処理をしなければならないということで、屋外体育施設修繕費から修繕費を支出をすることでしたのですが、予算のほうになかったということで若者センターの修繕費から流用したということです。この件についても企画財政課と協議をさせていただいて、不適切な処理になったということでございます。おわびを申し上げたいというふうに思います。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 水道課としまして申し上げますと、消費税につきましては年4回、納付の場合、支払わなければいけないということがございまして、その中で一番最初、次の年の先払いという形で納付することになります。したがって、次の年の先払いの第1回目が12月、それから3月、それから、次年度の6月と、最終9月で確定するという形になっております。簡易水道の場合、長い間、ずっと還付をさせていただいておるような状態で、納付という形が今回、初めて生まれてきました。その中で途中2回ほど補正をさせていただいております、9月の確定までの分、その補正分を一たん、ほとんどの額を納付しております。次年度分について先払いということになりますと、その当時、予算がありませんでしたので、12月補正で急遽、補正をさせていただいて、12月に支払いをさせていただくという形にしておりました。ところが、この補正の際に本来でしたら総務費に組まなければいけないところを改良費に組んでしましまして、いざ支払いをさせていただく段で、ちょっと性格的に改良費は合わないんじゃないかということで、財政のほうに相談をさせていただきましたところ、結果として流用という、本来してはいけないということ、形をとってしまったということでございます。私どものほうとしましても、当初の、いわゆる提案する段階から既にチェック機能がきちりできていなかったということにつきまして深く反省し、深くおわびをするところでございます。どうも申しわけございませんでした。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 経過は、それぞれ先ほども財政課長のほうから言われましたし、今も聞きましたので、結構なんですけども、これより問題は、違法性があることを知りながら、これを実施したというところに、これは一つの問題があるわけなんです。議会としても、それが一番問題なところなんで、そこら辺を担当課として、どのように認識をされておるのかなと、こういうことでお伺いがしておきたかったわけです。申しわけなかったということで言われておるわけなんですけども、再度、そこら辺の不適切な支出、違法性の支出について、どのようにお考えになっておるのか、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） あってはならない処理ということで、深く反省をしておりますし、二度とこういうことのないように、課のほうというんですか、徹底をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

そのことが起きた時点で財政のほうに、性格的に合わないんじゃないかということで修正がし

たいということを相談をさせていただきました。結果として流用という形になりましたことにつきましては、私自身、深く反省をしているところでございます。以上です。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今回の、この決算認定につきましては、監査も通っておるわけなんで、いろいろと問題はあっても、ひとつ監査委員にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

このような支出がされておるわけですが、この辺についての監査委員さんとしての見解は、どのような見解をお持ちなのか、一度伺いをしておきたいと思います。よろしく願います。

議 長（井田義之） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） ただいまの糸井議員のご指摘から始まりまして、予算流用についての疑義が、この議場の中で問題になっているわけでございます。私ども22年度の決算審査に当たりまして、長期間にわたり、しかも、かなり多数の係数をチェックさせていただきました。ところが、今回のような間違いと言えはなんでありますが、間違った予算流用についてのチェックができなかったということで深く反省をいたしております。今後、それこそ私どもも、よくよくめがねの曇りをふいてチェックをかけたいというふうに思っておりますし、それから、町当局におかれても、いわゆる法に照らして予算執行が適正に行われますように、職員研修等を徹底していただきたいというふうに望んでおきます。本決算審査において不十分なチェックしかできなかった私どもの責任を重く深く反省をしております。まことに申しわけなく存じております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 最後に、町長並びに企画財政課長にお願いするわけですが、やはりこういった事態を招いたということにつきましては、やはり職員の皆さん方の、いわゆる財政処理についての認識も少し甘く考えておられたのかなという気がしてなりません。

皆さん方は財政処理のプロですので、やはり適正な処置、法令に基づく、そして、財務規則に基づいて適切に処理をされるべきだと私は思っております。二度と、このように議会で指摘がされないように、日々の業務の中で適正な経理処理ができるよう指導、監督、そうしたもとに徹底的に万全を期していただきたいと、これを強く求めて、質問を終わりたいというふうに思います。

議長の、いろいろと配慮、ありがとうございました。

議 長（井田義之） 町長から答弁があるようですので。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議員のご指摘のとおりでございます。今回の、こうしたことにつきましては、前回にもあった指摘を、また、繰り返すというようなことになってしまいましたことも含めて、非常に残念に思いますとともに、皆さん方にご迷惑をおかけしたことに對して、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

今後につきましては、ただいまおっしゃっていただいたように、やはり非常に、1円たりとも、また、その執行についてはきちんとした規則にのっとってやらなければならない基本ちゅうの基本が抜けていたということで、そのことを重く受けとめ職員の研修、また、我々自身の認識の甘さもあったかと思えます。それらを深く反省して、本当に今後、こういうことのないようにやってまいりたいというふうに思いますので、いろいろな貴重なご指摘、ありがとうございました。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、総務課長にお尋ねをいたします。労働基準法第36条ですね、いわゆる三六協定の関係で、時間外、休日労働に関する協定につきまして、例えば、保育園の職場を見ますと、臨時職が過半数を超えておると、こういうことで職員組合との、この協定はおかしいのではないかということを、私、以前申し上げまして、その後、改善を図られるようなニュアンスの答弁だったわけですが、22年度は、この関係については、どういうふうな協定になっておりますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、ご質問がありました臨時職員の三六協定の関係でございます。いつも9月に職員組合と締結をさせていただいております。そうした中で、その後、具体的な話の詰めは、まだ、今のところできておりません。

1 5 番（勢旗 毅） 22年度の話聞いておるんです。

総務課長（奥野 稔） 22年度につきましても、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ちょっとわからないんですが、私、今21年度のを見ておまして、22年度がどうなったかなということを聞いているんですけどね。22年度も、恐らく私はされていないかなと、こういうふうに思うんですが、今の話ではありませんけれども、法令にきちんとやってもらうということになっておりますかどうか、ちょっと確認したいんですが。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけございません。今、職員と、臨時職員のほうはしておりません。

1 5 番（勢旗 毅） 22年度、いつやられておりますか。いつ協定を。協定を結ばれておる日はいつですか、22年度の。

総務課長（奥野 稔） 臨時職員との三六協定の関係。

1 5 番（勢旗 毅） やってない。職員組合とやられておると。

総務課長（奥野 稔） 職員組合とはさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） その辺につきましても、私は職員組合が過半数を、全体としては過半数でありますけれども、今、職場の実態は職員組合が代表しているものではないと、私ども、こう思っております。これについて、十分、私は検討していただきたいと思います。

それと臨時職員のことについては、もう1点、お尋ねをいたしますのは、以前から、このことにつきまして、私は6カ月の更新ではなしに、1年という場合もあってはいいのではないかと、いうことを申し上げました。2年ほど前から、職種によっては、そういうことも考えるというようなニュアンスの答弁だと思うんですが、現状は、22年度はどうなっておりますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 現状につきましては、基本的に6カ月の更新ということがございますけれども、1年にさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、全部ではないと思いますが、1年の職員さんの方もあると、こういうふうにとめておきたいと思っております。

次に、この町民の知る権利を保障をし、いわゆる町の活動を説明をするということで、そういった責任を果たすために町政に関する情報を積極的に提供をしていただくということで、情報公開の制度があるというふうに思っております。参考資料の94ページですか、ここに載っております。このことで与謝野町の情報公開条例が定めているわけですが、22年度の結果が、ここに出ておりますけれども、これを受けとめてみますと、一部の開示はあるものの、そのほとんどが、いわゆる請求に対して開示をされたと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 情報公開の請求をいただきます。そうした中で担当課、町といたしましては、できるだけ開示に向けて、全部開示に向けて、支障がない限り開示に向けてさせていただくというような姿勢で取り組んでおります。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この条例の第7条では、開示につきまして、その義務をうたっておるわけですが、私のところに情報として聞いておりますのは、22年度だと思うんですが、開示請求をされたものが、この間、東京電力でも問題になりましたが、真っ黒で開示をされた例があると、そういうふうには聞いておるわけですが、こういう例が、実際にございましたか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、開示請求がありまして個人を特定できるだとか、そういった個人名だとかいったものにつきましては、黒塗りで資料を開示をしているということがございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） その辺につきましては、これはもうはっきりそういうふうになっていると思っております。今回の場合、いわゆる町の情報化の工事にかかわることでの請求があったやに聞いております。その結果が非常に不透明だということでお聞きをしたわけですが、例えば、国交省が出しております情報公開にかかる審査基準から見ましても、これは工事の契約にかかる予定価格、予定価格が類推されるもの、そういった恐れがある積算単価等、これはアウトということにはなっておりますが、しかし、その後、もう入札が終わった、そういうふうな結果のときには、これは問題はないと、こういうふうに国交省も言っておるんですが、また、行政手続法でも、これは問題はないと、こういうふうに思うんですが、この辺、もちろん委員会で審議された結果だというふうに思いますが、事務局としても、私はひとつ積極的に開示をするという立場が必要ではないかと思っておりますが、そこはどうでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、工事の関係の開示の件について、ご質問がありました。私どもも、先ほど申し上げました、できるだけ開示をオープンにしていくという姿勢で臨んでおります。そうした中で、一つ一つの案件の中で関係者の関係もございまして、特に工事の関係もございまして、そうした中でちょっと、その理由については、私、今、申し上げることはできませんけれども、そういっ

た中で基本的に開示をしていくという方向で関係者の皆様にも調整をさせていただいておるとい
う姿勢だけは持っておりますので、ご理解がいただきたいと思ひます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 詳細に、私どもも、まだ、十分きちつとということになっていないんですが、こ
の情報公開の制度が十分機能をして、また、そのことが町政推進の上で住民の期待にこたえるよ
うに、ぜひともお願いをしたいと思っております。

それから、もう1点、総務課長にお尋ねをするんですが、指定管理者になっている。この中に
も指定管理の資料があるわけですが、多くの団体があるわけですが、この団体が請け負う
管理運営というのは、収益事業だというふうに、私どもは考えておりますけれども、こういう理
解でよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員のご質問がありました指定管理者につきましては、民間の利用、それか
ら地域の方、いろいろとお世話になっております。そうした中で、今、収益事業だということ
で理解ということでございますけれども、一定、収益事業も含まれるという考えでございます、
今、議員がおっしゃいました収益事業としての位置づけということに対する概念が、ちょっと私
も質問の趣旨が、もうちょっと意図が、どういうことかと思ひますけれども、収益事業も含まれる
というふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この資料の67、68に指定管理の状況が出ておりますね。それぞれも、その独
自のお仕事もございまして、また、管理運営費もあるわけですが、これを見ると私は収益事業と
いうとらまえ方ではいいのではないかなと、こう感じておるんですが、これを見られて課長、ど
うですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、67ページに指定管理の施設収支状況というのがございます。したがいまし
て、この中で当期損益額といったことで一覧に書かせていただいております。この中でも、それ
ぞれ福祉の関係、それから、地域の会館の運営、それから、純粋に営利を目的とするといった、
いろいろと種類がございます。今、これを見たら収益事業という考えに立つのではないかとい
うことでございます。一定、これを見ておりましたら、収益事業の位置づけをさせていただか
んのかなと思ひますけれども、私自身の中では、このすべてが収益事業にという位置づけがどうか
なところがございます、先ほどの答弁とさせていただいたわけでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 主要な部分は収益事業だと、こういうように課長の認識だというふうに理解をし
たいと思っております。

そこで税務課長にお尋ねをいたします。私は以前から人格なき社団につきまして、いわゆる法
人税法でも地方税法でも、これについては法人税法を課さなければならないと、こういう条例に
なっていると思うんですが、町の条例でも23条の第3項ですね。したがって、私は、このこと
を申し上げておるんですが、一向に研究なり検討されたという跡が伺えないと、こういうふう
に思っているんですけど、きょうまでの審査の中でも、いわゆる自主財源がどんどん落ちてい
ると、

こういうお話がございました。また、この法人でないものについて法人税をかけるということに、私は非常にためらいがあると思うんですが、しかし、実際には条例に従った、私は仕事をしていただくことが必要だというふうに思うんですが、この人格なき社団について、課長はどういうふうに認識されておりますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、人格なき社団ということで、法人町民税を課税すればどうかというご質問だというふうに思っております。税条例のほうでも課税するべきというふうな書き方がしてあるのであるかなというふうに記憶しておりますけれども、みなし法人課税ということで、現実的には、数社のところを課税させていただいているかなというふうに記憶しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは法人ですから、みなし法人ですから、税務署長の協議が必要になると、私ども、そういうふうに思っているんですが、ひとつこういう部分で現実に今、申しあげましたような、私どもが、町が契約している、そういう団体でも、私ははっきりと、そういうことが言える団体もあると思っているんですよ。ひとつぜひ、これはご研究をいただくということをお願いしたいと思っております。

次に不納欠損処分のことについてお尋ねをいたしますが、22年度で公示送達をされた件がございまして、課長はかわられとるので、わからないかもわかりませんが。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員の今のご質問は公示送達の件数ということですか。すみません、ちょっと手元に資料を持っておりませんので。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 公示送達というのは、私の知人の場合も、こういう例があったんですが、いわゆる何年かたって突然、催告書が来まして、京都地方税機構から。私は、これは、いわゆる時効にかかっているのではないかという話を税務課でしたわけなんです。税務課は、いや公示送達をしておりますと、こういう話だったらか、いや公示送達を本当にされておりますかと言うたら、公示の台帳に出ていなかったということで、これはお支払いをしたんですけれども、非常に、これが重要だというふうに思っております、そこでもう1点、お尋ねしますのは、不納欠損処分、この調書が、40ページにあるんですけれども、これを見ますと時効消滅のケースが多いというふうに思っております、言いかえますと時効中断ができていないということになるだろうと思っております。そのところを、ぜひしっかりと、これからはどういうことになるかわかりませんが、やっていたかかないかんのではないかなというふうに思っておりますが、時効中断が、処置がとられたもので、その地方税機構に送られた件数というのは、どのぐらいほど、ことしありましたか。大体でよろしいけど。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 時効中断で税機構のほうに送られた件数なんですけれども、申しわけありません。その資料自体も持っておりませんので。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 次に、住民環境課長にお尋ねをいたします。

決算書の55ページで資源ごみの売払いの収入の関係が343万円、計上されておりますが、これが資源ごみごとにどういう金額かわかりますか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 資源ごみの売払い収入の関係、物別にということですか。

まず、鉄の関係が84万7,249円、それから、これはアルミの缶ですとか、段ボールだとかの関係になろうかと思いますが、それが258万5,864円ということになってございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、この加悦の最終処分場の場合、119ページ、参考資料で、いわゆる埋立量が表示をされておりますね。例えば、加悦の場合、この山土と、それから山土をかぶせる、いわゆるサンドイッチ方式でやられておると思うんですけども、その山土の量を、22年度です、この量は課長のほうで把握できていますか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 各処分場への覆土量ということでよろしいですね。22年度で申し上げますと、加悦の最終処分場の関係が4トンです。

岩滝のほう、これはリ्यूベで出ておまして、119.97m³です。先ほど申し上げました加悦最終処分場のほう、ボリュームで表示がありますので申し上げますと、2.32m³ということで、手持ちの資料では、そのようになっております。

議 長（井田義之） これはちゃんと調べて答弁してくださいよ。

住民環境課長（朝倉 進） 確実なところをまた、後ほど答弁のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ課長、全くそういう数字は、もう数字になっていない数字なんですよね。それで、それをきちんと調べてお願ひをしたいのと、それから、もう一つは今、課長、リ्यूベとトンのお話をされましたけど、これの換算の係数を、これはどういう数字を使っているんですか。例えば、ごみでもいろんな種類がありますから、換算率が違うんですよ。そのことも後ほどお願ひをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、もう1点、高齢者でひとり暮らしの方のお宅に大型ごみを、いわゆる収集業者の方がご好意で集めていただいております。こういうケースがあるんですが、近年、全くそういうことがないというふうに業者も言われているんですけども、これはどうなっているんですか。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これはおのえ株式会社が、いわゆるお年寄りでお一人の方ですね、大型ごみを集めてくれということで、数年前から、これはやられていると、私も聞いています。ところが初めはあったんだけど、今ごろかたにないと、こういうふうに聞きましたので、一体、町はどうやとるんかなということなものですから、参考までにお聞きをしたと。きちんと精査をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、時間がなくなりましたが、商工観光課長にお尋ねいたします。後で一緒にかためても

らったらいい。時間がないので。理解がないんだで。理解してないんですから、彼らは。

商工観光課長さんお願いします。実は借地料、土地の使用料が出ているんですが、わずかだけ、決算書に。これは水道のところの使用料だと思っているんですが、国道、233ページです。総合施設のほうの関係ですね。5,000何万という。これは私は水道施設だと思っているんですが、国道9号線沿いに大江山憩いの広場、今、加悦双峰公園の看板が立っています。この地代というのは、どうなっているのかなと思ってお尋ねしたかったんです、地代が、借地料が、看板が立っている。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。双峰公園にかかわります地代でございますけれども、ご指摘のとおり給水施設に伴います底地の賃借料を与謝区さんにお払いしておりますし、それから、もう一つのご指摘の看板でございますけれども、これは個人の方、名前を出したらちょっとあれですけども、個人の方に。

15番（勢旗 毅） 三和町のケース。

商工観光課長（太田 明） そちらの看板につきましては、もう撤去されているものと思っておりますので、私どものほうが今、双峰公園の案内看板として設置しておりますのは、与謝地内に置いております。与謝の873番地に立てております看板の個人の方に地代は払っている分と2人分です。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、この福知山市の旧三和町の部分に立っていると思って、今でも。撤去をされていなかった、立っていると思ったら、これは調べておいてもらうということをお願いしたいんですが、お尋ねを課長にしたいのは、本筋は、モノレーターについてをお伺いをしたいと思っておるんです。といいますのは、モノレーターをいろいろお乗りになった方の意見を聞いて、非常に評価が高い、ブログでもいろいろ書き込みしておられる方があるんですけども、どうも、これからもやるのかやらないのか、どうもはっきりしないと、こういうふうに思えてきておるので、一体どういう方向を、これからとろうとされておるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

皆さん、ご存じのとおり双峰公園につきましては、オープン当時につきましては、スーパースライダー等、いろんな遊具的な、本当に皆さんが楽しむことができる施設がございました。年とともに劣化等々しまして、現在につきましては、モノレーター以外のものにつきましては、本当に動く設備というものがなくなっております。モノレーターにつきましてはご指摘のとおり動かせるという状況にはなっておりますけれども、毎年メンテ、安全管理のメンテを行っておりますし、それから、ご承知のとおり施設につきましては、2名の臨時職員で一日交代、シフト制で1名の臨時職員が常勤しているという形でございますので、物理的には事務所を離れてモノレータを運転して、その作業に当たるということにつきましては、困難な状況になっております。現状はそうでございますが、イベント、それから5月の連休等、多くの方々が来園される場合につきましては、臨時職員、アルバイトを雇用しながら、また、2名の臨時職員を出動させまして、そのお客様のニーズにおこたえするためにモノレータを稼働しているという状況でございます。

しかしながら、いつときの状況でございますので、収入につきましては決算書に出ておりますとおり3万円程度の収入しかないということでございます。ニーズ的にどんどんどんあるということであれば、また、それに伴いました収支バランスを考えながら対応していくべきものというふうには考えておりますけれども、なかなか現実には、そうならないというところでございます。

今のところはメンテをしながら、そういうイベント的なところ、事前に予約がありまして、一定のというのは難しいところなんですけれども、動かせるという判断をした段階で、いわゆる団体利用というところまで至れば、動かしていくという体制で現場との調整を行っております。今後につきましても、当分の間は、このような形で運営をせざるを得ないのではないかなというふうに思いますし、ただ、長期的にはレール、それから、モノレーター自体も、もうかなり古くなっておりますので、いつまで使えるかということで、新たなモノレーターを設置するというところにつきましては、非常に所管課としてはハードルが高いなというふうには思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長のおっしゃる意味はわかりました。けど、一つ理解をしていただきたいのは、あのモノレーターは、いわゆる林業用の単軌条運搬車ということですから、その安全基準要綱がございます。これには適合するようにメンテをやっていただいたと思うんですが、22年度では、その支出がないように思うんですけどね、決算書を見ましても、それあれば金額を教えてください。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。その他委託料で13万6,000円、モノレーターの保守管理をしております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 13万6,000円ということですが、この会社は愛媛県にある会社なんですよ。したがって、愛媛県から来ていただくということは、本当に、これは必要かどうかわかりませんが、私はもっと工夫する余地があるのではないかなと、こういうふうに思っております。今、私どもにも農機具に詳しい人、あるいは、そういう単軌条、レールに詳しい、いろいろいらっしゃると思いますから、その辺について、ひとつまた、ご研究をしていただきたいなど、このように思っております。

それでは、最後に農林課長に1点だけ、質問をして終わりにしたいと思っておりますが、22年度予算で、住民生活に光をそそぐ交付金、これは23年度に繰り越されたと思うんですが、もう6カ月ほど過ぎましたので、いわゆる伐採木の活用事業ですね、これが現在、どのような状況になっておるのか、お知らせいただけませんか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

この事業につきましては、基金を造成をしまして、23年度、ないし24年度で執行していくということで予定をしております。現在、起案、決裁が済みまして、大体、与謝野町内にある、いわゆる森林資源、バイオマス資源の量、それをまず、出していくということの中で、バイオマス燃料として、いかに活用していくかというあたりのコスト比較をしていくと、どういう形が、

燃料化をしていくのが一番安くついて、カロリーが高いのかというあたりを出していきたいという事です。

近々、その辺の調査をコンサル発注するという事で予定をしておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、これで質問を終わりにしたいのですが、住民環境課長にお願いをしておきますが、私、先ほど申しました例で、はっきりしなかったのは、やっぱり課長が現場を見ていらっしやらないからだと思うんですよ。覆土が年間400トンも入っておって、ごみが。覆土が4トンや5トン、そんなこと絶対ありません。そういう現地を、まず、課長は十分掌握すると。それから、おのえさんが、せっかくそういうことで取り組んでいただいておりますという事業につきましても、しっかりと、私は研究をしていただいて、お世話になりたいと、このように思っております。終わります。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長に、私のほうからも申し添えておきます。

先ほど勢旗議員の答弁、たくさん答弁漏れがあります。昼休みじゅうにしっかりと調査をされたり、研究をされて、冒頭に答弁を求めたいと思います。

これをもちまして、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、22年度決算認定の質疑を行います。

質疑を始めます前に午前中の質問に対する答弁漏れについて、3人の課長から補足の答弁を行います。

まず、最初に朝倉住民環境課長より答弁を求めます。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） すみません。午前中の勢旗議員のご質問に対しまして、十分なお答えができておりませんでしたので、貴重なお時間をいただいております。

まず、覆土量です。最終処分場の覆土量を申し上げます。加悦の最終処分場が378m³です。野田川が201m³、岩滝が452m³ということで、3施設合わせまして1,031m³というふうな事になってございます。

それから、換算率でございます。1m³あたり何トンに相当するかというふうな事でございませぬけれども、これは1.8トンということで、1m³あたり1.8トンに相当する土というふうな事になろうというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、ひとり暮らしの高齢者の方に対しまして大型ごみの支援事業についてでございます。平成22年、1年間で10件の希望がありまして、行かせていただきました。これが1,310キログラムです。おのえさんのほうにお願いをして行っていたという事でございます。おのえさんといいますのは、収集業者であります、おのえさんのほうに委託をして実施をしておるというふうな事でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（井田義之） 次に、植田税務課長より答弁を求めます。

植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 先ほど勢旗議員のほうからご質問をいただきまして、2点、資料を持ち合わせておらず、説明できませんでした。申しわけありませんでした。

一つ目が22年度中の公示送達の件数ということでございます。延べにいたしまして173件で、実人員にしますと54人の方に公示送達を行っております。

もう1点目に税機構のほうに送った、移管をした件数の中の時効中断している件数ということでございます。22年度、税機構の初年度ということで、多くの件数を税機構に送らせてもらっております。全件で3万2,725件を送らせていただいております。ただ、申しわけないんですけども、時効中断しているという分類統計をとっておりませんので、その内訳については、ちょっと把握できておりませんので、申しわけございません。

議長（井田義之） 次に、太田商工課長より答弁を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 同じく勢旗議員からのご質問の中の双峰公園にかかります看板等、いわゆる土地の賃貸にかかわります状況のご質問につきまして、三和町9号線の看板につきましては、どうなんだというご質問がありまして、私のほうから撤去したものであるような答弁をしましたが、現実はまだ、立っておりまして、21年には撤去したいという考え方で進んでおったのですけれども、ものがもので、かなりの経費が、撤去費がかかるということで断念をして、現在そのままになっているということでございます。

なお、科目としましては、この看板につきましては双峰公園とリフレの併用のPR看板ということでございましたので、確かに個人に地代1万円を払っておりますが、科目的に決算書225ページの観光費、一般経費の中からの土地代5万2,000円の中の1万円が三和町の方に使用料として支払いをさせていただいておりますということで、双峰公園管理費のほうからは支出がないということでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） どうもご迷惑をかけました。それでは、先ほど住民環境課長から答弁をいただきましたが、私が気になって、このことを質問をいたしましたのは、文教厚生常任委員会か、ちょっとはっきりしないんですけども、課長の答弁で、かなり今の施設がもつんではないかと、いわゆる最終処分場が、まだ、10年からもつと、そういうお話がされたということを聞きましたので、私はどうも課長、勘違いしておられないかなと、その根拠が一体どういうものがあるのかなと、例えば、今の覆土の話でも、ごみの量から換算すると、それだけなんです。しかし、覆土は倍ほど入るわけです。そここのところがちょっと気になりまして、お願いしたいということで、ここはどうでしょうか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 文教厚生常任委員会のほうでご説明を申し上げたところを申し上げますと、最近の年平均の埋め立ての量がございまして、それが最近の平均の量ということの中で、それと平成18年に全体の残余量を測量会社に委託をしまして、確認をした数値がございまして。そういうふうなことの中で18年当時、これだけのボリュームが残っていると。最近の年平均は、この

ぐらいの埋立量だよということで計算をさせていただいたところの数字を申し上げたところです。

議員おっしゃいますように実際、私どものほうの換算でいきますと、先ほどの換算率にもかかわってくるんだらうと思うんですけども、受け入れはウエートというんですか、重量でいきますし、実際にはボリュームで埋め立てられていくとというふうなことの中で、その辺のところははっきりつかむ必要があるだらうというふうなことの中で、平成24年度の予算の中で、実際にコンサルのほうに入っていた中で、今現在、各最終処分場が、どの程度、埋まっておって、どの程度、今後、使えるのかというふうな確実な数字を把握する必要があるなということの中で、今のところは、そういうふうなことで考えておると。ですが、今のところ、そのコンサルのほうにお願いしたのが、多分、平成18年以降していないと思いますので、理論値というふうな中で計算をした結果、こういうふうな形に、今のところはなっておるということでのご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） いずれにいたしましても、非常に大きな事業費がかかる事業ですから、きちんとやっぱり上に、課長のほうから上げられないと、トップの判断も非常に、私は迷われると思うんですよ。まだ、10年もつのと、5年もつのと、3年で大きな違いがありますから、しっかりと、先ほどの換算率についても、ちょっと私もわからないところがあるんですが、十分、そここのところはお願いしたいと思っています。それから、公益財団法人、日本リサイクル協会、ここに現在、瓶が出ておりますね。瓶が出ておりますね。この関係で、課長、この間、塩見議員の答弁されました。約90トンでしたか、出てるんですが、ほかのもので、ここに出すと経費が節減できるというものはないんでしょうか。

現在、ここの協会の持っている役割ですね、これについても含めて、ちょっと答弁、お願いできませんか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今現在、瓶につきましては、明石のストックヤードに集積をした上で、ある一定量がたまりました段階で、今、議員、ご指摘の日本包装容器リサイクル協会に加盟しております東洋カレットですかね、そちらのほうに引き取りをお願いしておるというふうなことでございまして、今のところは、そちらのほうに引き取りをお願いしておるということで理解をさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この宮津与謝からプラスチックの関係は、ここに入っているというふうなデータは出ておりますけれども、課長のほうでは、どういう認識を持っておられますか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） すみません。その他プラスチックの関係につきましても、瓶と同じようにストックヤードに集積をした上で、専用のコンテナに積みかえまして、宮津のリサイクルセンターのほうに搬送をさせていただいて、リサイクルセンターでは、ベルトコンベアーの上で混入異物なんかを取り除いた上で日本包装容器リサイクル協会のほうに運搬されるというふうなことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この日本包装容器リサイクル協会に出しますと、ほとんどただに近いとは申しませんが、私は相当安い値で処理ができると思っております。まだ、ここの町がやっていないというのか、一部事務組合か、宮津の関係でやられていないのが紙の関係ですね。それから、ペットボトルの関係もやられていないんですが、この辺については、現在はどのような処理になっていて、処理費が、どのぐらいかかっているのでしょうか。わかれば結構ですけれども。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 申しわけございません。資料の持ち合わせがございませんので、また、後ほどお時間いただきまして、ご返事を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、課長にもう1点だけお尋ねをしたいと思っております。

1 1 5 ページでしたか、行政法律相談がございまして、弁護士さんに無料相談ということで、たくさんの方が利用されて喜ばれているとされているんですが、弁護士さんに相談しようと思うときに、タイミングがなかなか合わない、こういう人もありまして、現在、それを埋めるために、国の法テラスという制度があります。課長もご存じだと思うんですが、ここをもっと活用するというのも、町もPRすべきではないか。ここ一般の世帯なら、ほとんど無料、ただに近い、公務員さんは別ですけども、近い状態でいけるのではないかと思うんですが、その辺については課長はどのようなふうに思っていますか。法テラスについて。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 決算資料の1 1 5 ページの行政法律相談事業の関係でございます。

今現在、町の無料法律相談でございますけれども、年5回させていただいております中で、毎回、定員の6名に、希望者が多いというふうなことの事情がございます。そういった中で、議員のほうから法テラスのお話がありました。その法テラスも法律扶助というふうな面では、パンフレット等を窓口置く中でPRもさせていただいてはおるんですけども、そのほかに京都府のほうでも法律相談をされておられます。

宮津の振興局ですとか、峰山の振興局ですとか、毎月の第3金曜日ですとか、木曜日ですとかに行われておるというふうなこともPRをさせていただいておる中で、総合的にといいますか、ご相談がありましたら、こういうふうな形でいかがでしょうかというふうなことで、ご案内を差し上げておるところでございます。

それと、今度は有料にはなりますんですけども、丹後法律総合センターのほう、これは今、申しあげましたように40分間で5, 250円ということで、相談日につきましては、大宮と宮津市の週1回、相談日を開設されておったりというふうなこともPRもさせていただく中で、どれかをご利用いただくというふうなご案内を差し上げておるところですけども、繰り返しになりますけども、議員がおっしゃるような法テラスというふうなことも、当然もう少しPRを考えていくというふうなことにしましては、検討をさせていただければなというふうなふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、福祉課長に1点、質問したいと思っております。

2 2 年度の支出になるのかどうか、はっきりしないんですけども、いわゆるひとり暮らしの高齢者の方や障害者の方の世帯等を対象にしました、自分の病歴等を書き込んで、それを容器に

入れて冷蔵庫にしまっておくという救急情報キット、このキットが配布をされて、どの程度の、まだ実際にそういうケースがあるのか、ないのかわかりませんが、すぐに役立つということで、民生委員さんにもご苦労になつとるんですけれども、現在、どういう格好で配布をされておるのか、予算的にはどこから執行されておるのか、そこのところをお願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 勢旗議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

この今ご質問のありました、この情報キットにつきましては、22年度予算の3月補正のときに住民生活に光をそそぐ交付金の中の災害時要援護者支援事業の中にごさいます、この光をそそぐ交付金につきましては、全額23年度のほうに繰り越しをされております。そういったことがありますので、22年度の決算の中では上がってきておりませんが、ご質問がありましたので、そのあたりの配布状況等を報告させていただきたいというように思います。

これは、その光をそそぐ交付金で今、紹介していただきました、大体25センチぐらいの高さの、直径5センチぐらいの筒状の入れ物に、災害時に緊急連絡先とか、それから、病気の状況とかいった調書を入れるんですけども、それを入れておまして、対象者としましては、今年の6月ごろに、そういった独居の高齢者、要介護3以上の方、また、身体障害者1、2級、精神障害者1級、療育手帳の方ということで、障害を持たれた方については、独居の方もあって、大体2,000ほど数字は上がってくるんですが、それをスクリーニングをしますと対象者としましては、1,296の方に昨年度アンケートを配らせていただきまして、そして、それが手挙げ方式ですので、その資料については公表してもいいですよ、区長さんでありますとか、消防でありますとか、支援者については、この情報を提供してもいいですよという同意書を得なければ、これは公表するということではできませんので、今、申し上げました1,296人中628名の方に回答いただいて、その方に対して、ことしになってから、その筒に、その情報を入れておまして、民生委員さんにお配りをしていただいたということで、現在600名ほどのお家のほうにその資料といいましょうか、緊急情報キットがいつております。

先ほど言いました1,296名中の600ぐらいですので、あと半数の方については町のほうに回答がなかったということでございますけれども、今後のことを考えてみますと、やはりそういった方の支援も必要になってくるということがございますので、これはまた、民生委員さんや区長さん、いろんな方と調整をしていかなければなりませんけれども、現在、その情報が来ておらない方についての補足についても、今後、検討を、その方々の回答もしていただいて、そういった方々の支援がきちりできるような体制を、今後とっていきたいというように思います。

議長（井田義之） 勢旗議員、先ほどの答弁漏れが朝倉住民環境課長からあります。これを聞いてください。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほど、勢旗議員からペットボトルですとか、発泡スチロールですとか、紙製の容器の関係につきまして、ご質問をいただきました。これらはプラスチック製容器とともに、宮津市のリサイクルセンターのほうに入れさせていただいております。そちらのほう、与謝野町の負担金で申し上げますと2,852万1,000円の支出がございます。それに対して、資源の売り払い等につきましては795万円ということになってございまして、差し引きの

1, 057万1, 000円が赤字というふうな形になっておるということで、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは福祉課長、その628名の方につきましては情報が、これは出していいよと言うていただいておりますという受けとめ方をしましたんで、この方は例えば地域で、この方にかかわる情報については、これは出していただけると、そういうことになるんでしょうか、民生委員さんやそういう組織をつくりました場合は、そこのところはどうでしょう。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、おっしゃっていただきましたように、こういった情報については、災害時については出させていただくということです。

それと、先ほど光をそそぐ交付金の中については、災害時の要援護者の支援事業ということで、このキットの購入もごさいますけれども、システムの関係もごさいます。これは総務課と福祉課で共同で今開発してるんですが、そういった情報を組み入れまして、例えば、この地域について対象者になる人をピックアップせえというて、地図上をマーキングをしますと、その方のリストがぱっと上がってくるようなことになって、そういったシステムを今、構築しておりますので、そういったことが完成しましたら、そういった災害情報についてはお出しをできるということになります。

しかし、先ほど言いましたように、これはそういった支援者の方がすべて登録していただいて、完璧なものになるということでもありますので、その対象になられる方々の協力を、自分も手挙げ方式で情報提供しますよということやら、そういった民生委員さん等々の協力を得なければできませんので、ぜひとも町民の皆さん方のご協力もいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） よくわかりました。一つですね、恐らくこの23年度中に課長のほうで徹底していただけるというふうに思いますので、できるだけ冷蔵庫に、皆、入れてもらうような格好でPRをしていただきたいなと思っております。

課長、先ほど私、住民環境課長に質問をしました。高齢者の方の大型ごみの話は、福祉課長は、この、しとることは知っってもらいましたか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この大型ごみの関係について、福祉課が担当させていただいている部分というのは若干ございまして、これは何かといいますと民生委員さんの確認をいただくということでございます。

高齢者の方が自分の大型ごみを処理してほしいなということで、希望がありましたら、申請書に書いて、まず、住民環境課のほうに出していただく。それを出していただきましたら、これの独居の方でありますとか、そういった処理ができない方の確認は民生委員さんがさせていただくということがございますので、そういったことで福祉課も全く関係がないことはございませんので、そのあたりについては、福祉課も民生委員さんに、この分についてはご協力いただいているという認識はございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、2点ほど農林課長にお尋ねをいたします。

中山間地域直接支払交付金、139ページに載っております。交付金4,929万2,000円、昨年よりも集落数はふえたというふうに受けとめておるんですが、具体的にはどここの集落がふえたのか、課長わかりますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

集落数についてはふえてはおりません。面積がふえておるということでございまして、それは1点目には面積がふえたというのは、急傾斜地の面積がふえたということが金屋と香河地域であります。これは傾斜度がパソコンのソフトではかったよりも、現実はずっとあるんじゃないかという申し入れがありまして、測量会社に測定をしていただいた結果として、高いほうの単価をいただけるということになったというものでございまして、もう一つは、緩傾斜地といいまして、傾斜の低いほう、これが5ヘクタールほどふえております。これにつきましては、旧加悦町でやっておりました、広く基準をとっていくという方式を野田川地域、岩滝地域でも広げていった結果で、この面積がふえていったということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この中山間地域直接支払交付金につきましては、関係者の努力によりまして、10年以上たちましたですね。大変な交付を受けているわけですが、しかし、現状を見てますと、どうもだんだん、やっぱり荒廃が進んでいくのではないかなと、こういうふうに受けとめておまして、ぜひ、担当課としても十分地域とも連携をとっていただきながら、この除外の面積がふえないように、ひとつ取り組んでいただくことが大事ではないかと、こういうふうに、私ども見ておるんですけど、現状は農林課としてはどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

資料の136ページ、農地制度実施円滑化事業という事業を（4）で記載をしております。これにつきましては、昨年度、農業委員さんを中心にしまして、農振農用地の中で遊休地というのを初めて合併以降、調査をさせていただきまして、349筆あるということのを初めて把握をさせていただいたということでございます。

中山間直接支払いの対象農地が荒廃をすると、最初の年にさかのぼって全員が返還をせんなんという、そういう非常に厳しい規定がございますので、特に、この地域の中では保全管理だけでもみんなやっていただいて、荒廃地をふやさない努力をしていただいております。

それにつきましては、この制度があるがゆえに、ここまでようやく持ちこたえておるんだという理解を私はしております、この制度は、非常にそういった意味では、地元にも多額の交付金が交付をされるという側面と合わせて、荒廃地を生み出さないという面で非常に大きな役割を果たしているのではないかとこのように思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、今、言うていただきましたように、私はこのEU型といいますか、ヨーロッパ型といいますか、日本で初めて、この制度が導入をされた経過を振り返ってみても、私はや

はり原点に戻って、このことが、今、この与謝野町の中山間地域を守るために大変な役割を果たしているということについて、一層、PRをしていただかないかと思えますし、また、多面的な農業の持つ部分というのを積極的に地域にも知らしめていただきたいなど、こういうふうをお願いをしておきたいと思っています。

そこで、もう1点、課長にお尋ねしますのは、ここ2年ほど、いわゆる、これからの山づくりは大径木をやるというお話がございました。大径木でないと価値がないということで、今の総合計画でもですね、100年先につなぐ山づくりと、こういうふうにうたわれておるわけですが、担当課の、ことしの22年度、21年度をずっと見ましても、必ずしもその方向に向いているのかなというふうに思えるんですけど、そのところは課長どうでしょうか。大径木。

大きな木だ、大径木をつくるという、そういう方針になってますわね、今。そういうふうに、たしか前の課長ときは聞いたと思うんですよ。もう小さい木ではあかんと。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

森林の大きな木をつくっていくというのが一つの政策的なものになっておることであるというふうに思いますが、確かにそういう側面もございしますが、なかなか森林資源として高いお金で伐採費用ばかりが高額になって高く売れないという、そういう面もあるだろうというふうに思っております。

特に心配をしておりますのは、現在は、国のほうも0.1ヘクタールから造林の補助金を出す、そういう制度になっておりますが、23年、ことしからは、その基準が5ヘクタールに拡大をされまして、なかなか国庫補助金が入った形での森林整備が進まない状況が出てくるというふうに思っております、その辺が今後、一層山が荒廃をしていくという懸念があるというふうに思っております、その辺が今後の課題になってくるのではないかとというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私が課長、気にしておりますのは、現在、大江山財産区を見ておられます、ここが植林がされてから70年は完全にたったわけですね。ここの状況を見てみますと、やはり私は大径木ですね、大きな木をつくるというのは、大きな木をつくる技術と申しますか、そういう育て方があるのではないかなというふうに思っております、やはり木を植えとけば100年たったら100年の木はできると、そういうもんじゃないに、やっぱり技術なり、先進地の研修なり、そういったことが、私は必要なんで、ソフトの部分が何らかの格好で組み込まれないかなのではないかと、こういうふうに思っているんですが、そこは課長どうでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 私も勉強が不十分でありまして、その辺のことについては余り詳しくはないということですが、その辺につきましては、今でも林業研究会という研究グループが熱心に活動されておられて、そういうところに教えていただきながら、いかにいい資材を生産していくかということが、考えていかせていただいたらどうかなというふうに思っております。

ただ、大江山財産区につきましては、大江山の一番上のほうにあるということがありまして、その場所については、資材の搬出が非常に難しい、そういう場所であるのではないかとというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 農林課長、今に関連しまして、京都府では今度、文化財の森づくりというのがされておりますね。それは京都にあります多数の神社仏閣や、あるいは文化財を修復するのに、そういった木をつくる森を育てようと、だから、それが100年のものが必要なんだと、こういう話になっておるといふふうに聞いておまして、文化財に使う、修復に使う部材として、これを考える。だから、100年の山づくりをしようと思うと、やっぱり何に使うかということも必要ではないのかなと、やみくもにただつくったらいいと、植えたらいいんですわという話には、ちょっと今、現実的にはいかんのではないかなという気がするんだけど、ここだけお尋ねをしておきたい。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

確かに、そういう生産方法といいますか、ことは必要かなというふうに思っておりますが、それは、ただ単に山に木を植えて木材の生産をしていくという意味だけではなくて、やはり文化的な施設を守っていく、あるいは整備をしていくと、そういう文化財の面からの、そういう支えも必要ではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） あわせてそういったソフトの部分が必要だ。あるいは、先にここだけということではなしに、いろんなやっぱり用途も考えながらお願いをしなければならないと、こういうふうに思っておりますので、ひとつご努力をいただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（井田義之） 次、質疑。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは決算につきまして、2回目ですけれども、質問させていただきます。

まず、決算書の81ページ、企画費の一般経費で行政改革の推進委員会の報酬が掲げてあります。最初の説明によりますと、1回委員会を開かれて、その報酬だということであります。行政委員会ですね、行政改革でありますけれども、昨今はちょっと年月がたちまして、のど元過ぎれば熱さを忘れるというわけではないんですけれども、私は、この行政改革について、何点か質問をしたいというぐあいに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

行政改革委員会は、平成18年7月14日に第1回目の推進委員会が9名の委員さん、これによって開催をされました。平成19年9月20日まで、延べ13回にわたって委員会を持たれまして、同年の9月25日に町長に答申をされました。町長は、平成20年の町政懇談会で、各地区を回られまして、その必要性を強く訴えられまして、町民の皆さんに理解を求められたというところであります。そこで、22年度、1回開催されてありますけれども、これはいつごろ開催されたのかということと、この委員会で委員の皆様方から、どんなご意見が出たのか、その点につきまして、企画財政課長にお尋ねしたいと思ひます。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。

現在、行政改革推進委員会、ご指摘のように9名の委員さんで構成をいただいているということでございます。1回の開催ということでございますが、ちょうど年度の中でございますと、今、

時期に決算が出まして、それに基づく決算の内容なり、それから、行政改革の大綱に基づく目標を定めておりますので、それに基づいて、どのような進捗にあるのか、そういったところを検証していただくというようなことで、1回、開催をさせていただいたというような内容かというふうに思っております。

17番(谷口忠弘) どんな意見が出たのかということ、わかりませんか。

企画財政課長(浪江 学) 詳しく、どのようなご意見をちょうだいしたかは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ただいまのところは申しわけございませんが、承知いたしております。

議長(井田義之) 谷口議員。

17番(谷口忠弘) 行政委員会ではですね、5年間で20億円の目標ということで、比較的長期にわたりますので、毎年毎年ですね、やはり検証したいということは、強いご希望であるということで、毎回、毎回ですね、その年度、年度で成果がどうだったのかということは、非常に強く関心を持たれているところだと、私はこう思うんですね。だから、この22年度が終わった時点で3カ年経過したわけですね。当然、この進捗に対して、例えばこの年度はよかったけど、この年度はだめだったかなとか、そういうチェックはなさるべきであって、そういう意見が多分出たんだろうというぐあいに思うんですけども、その辺のところは出なかったんでしょうかね、どうですか。

議長(井田義之) 浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) お答えいたします。

当然、決算に基づく行革の目標との関連を分析をいたしまして、資料としてお見せして意見を出していただいておりますので、ご指摘のようなご意見、出たのではないかというふうに思っております。また、22年度におきましても、ようやく決算に基づく行革の分析が、ほぼでき上がってまいりましたので、来月には行革の推進委員会を開催させていただきまして、ご報告し検証をお願いしたいというふうなところを、ただいま考えているところでございます。

議長(井田義之) 谷口議員。

17番(谷口忠弘) 私はですね、一般質問の中でもちょっと触れさせていただきましたけども、行政改革、大きな柱は五つありますね、項目。

一番目は職員数の削減と人件費の抑制ですね。これは8億円ですよ、5年間で。だから、20億円に対して8億円ですから40%のウエートがあるんですね、この第1項目は。一般質問でちょっとお話をさせていただいたのは、この人件費の削減、職員数の数は減ってるんですけども、人件費の抑制が図られてるのかどうかというのは、私は甚だ疑問であるというぐあいに申し上げました。

21年度、22年度は交付金とか補助金の関係で短期間雇用だとか、そういうものがあるんでしょうけども、この臨時職員さんの人件費が年々、大幅に増加してるんですね。職員数の削減は図られて、人件費そのものも若干下がってるんですけども、臨時職員さんの数がふえてるんで、普通でいくと、臨時職員さんの賃金というのも人件費にカウントするのは普通なんですけど、この行政の場合はちょっと違うところがあるみたいですけども、要するに19年度から22年度まで、19年度は臨時職員さんの賃金というか、人件費は2億5,400万円だったのが、平成22年度では3億2,100万円ですか。3年間で7,000万円ほど上がっておりますね。し

かしながら、人件費を見てもみますと、職員さん、正職員です。20年は1億2,600万円、21年は1億1,200万円、これは減っておりますけど、この22年度決算書を見ると、人件費ふえているんですね。減ってはいないんです。3年間で2億1,200万円の減少になっているんですけども、目標は何と4億2,400万円なんですね。要するに半分しか減ってないんですよ、この3年間で。これでは、とてもやないけど8億円、5年間で、こんなことは不可能な数字でありまして、23年度、24年度はもっとウエート高いですね、これ。金額の減少幅が、ウエートが。こんなことで目標が達成できるのかなというぐあいに思うんですけども、そんな話は委員会の中で全然出なかったんでしょうかね、どうですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

委員会の中で、どのような向きのご意見があったかということにつきましては、詳細は把握しておりませんが、ただいま議員ご指摘のように平成20年度、21年度については、この人件費の目標をほぼ達成をしてきているということでございますが、22年度につきましては、さらに大きな目標値を掲げておりますので、これを達成していくのは非常に難しい状況にあるということは、昨年の会議の際にも予測はされていたのではないかとこのように思っております。

実際のところ、平成22年度を閉じた分析を、まだ、すべてはできておりませんが、目標値は残念ながら達成はできてなかったというのが実情であろうかというふうに思っております。20年度、21年度につきましては、一般職級の3%給与のカット等を行ってございましたけれども、22年度は行っておりませんので、それらのことも含まれたことではないかなと、そういうふうに思っているところでございます。いずれにしても、20年度から24年度までの5カ年の行政改革の大綱ということになっております。したがって、来年には5カ年の期間が満了するというところでございます。

したがって、来年に向けて行政改革大綱の見直し、これらも取り組んでいかなければならない、そういった時期に差しかかっているというような状況でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 人間、年月がたつと、だんだんだんだん目標意識が薄れてきて、たかが外れるとまでは言いませんけども、あれだけ熱心に行政改革を訴えられた割には、どうも途中で腰くだけだなという感がどうしても否めないというぐあいに思いますけども、町長、3年間、5年間のうちの3年間終わりましたけども、この3年間振り返ってみて、思ったような成果が上げれたと、こういうぐあいに言えるのかどうか、ちょっとご答弁をいただきたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 確かに人件費並びに職員数につきましては、職員は減っていきましては、先ほど出てましたように、職員の給与の3%カット等々をしておりませんので、その分については、やはり元に戻ったといえますか、一定の給与の増が、その数値に反映してきているんだというふうに思います。しかし、さっきおっしゃいましたように、行政改革大綱の中には、私自身は主に三つの柱だというふうに思っております。人件費、あるいは、その職員数、また、事務事業を見直していく、それと今ある町の財産を、やはりそれらも統廃合をすることによって、維持経費をなくしていくというようなことだというふうに思っております。

そうした中でのトータルの数字というものにつきましては、この後、来月ぐらいですか、今月か、来月になるかと思えますけれども、そうした数値をきちっと出ささせていただいて、行政改革大綱推進委員会のほうに提示をさせていただいて、また、そこで多くのご意見をいただきたいというふうに思っております。トータルの中で、その数値を減らしていくということは大変なことだというふうに危機感を持っております。ですから、その中の一つである庁舎の問題についても、今回、提案をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 職員数の削減と人件費については、これぐらいにしておきますけど、町長がおっしゃいましたように、今からそれを、私は言おうかなと思ってるところでございまして、結局、何回も言いますが、行政改革は数ではないんですよ。金額ですよ、ベースは、20億円という金額ですよ。職員数が何人減ったとかということじゃなしに、要するに20億円削減できたか、できないかという金額なんですよ、基本的にね。そこを十分頭の中に入れていただいて、人件費の抑制ということも十分考えていただきたい。これは、今も政府のほうで復興財源について増税するか、否かという話で、みずから身を切らなアカンというような話も出ておりますので、これは我々議員もいろいろ直結する問題もあるとは思うんですね。そういう問題もありますけども、次に、公共施設の統廃合と民間委託という、これも大きな項目ですよ。

先ほど、町長が役場の庁舎問題についてちょっと言われましたけども、行政改革の観点から言えば、非常に大事なポイントの一つだろうと、私も思います。それは今、いろいろと議論がなされてるところでありますけど、もう一つは、大きな項目は、これも以前、私も質問しましたが、やはり保育所と小学校の適正規模ですね、適正配置という、この問題ですね。保育所は8カ所、小学校は9カ所ありますけども、保育所については平成21年2月18日ですかね、保育環境検討委員会の答申がなされましたけども、それはどちらかという、統合というよりも、統合の賛否、両論併記みたいな形でして、結果的に結論はどうなのかというふうな部分があるんですけども、ただもう一つ言えるのは、やっぱり保育園の数ですね、これがいつも問題になると思うんですけども、現在、八つの保育所がありますけども、どの保育所も定員割れしているような状況で、これは資料の129ページですかね、これをちょっと見てみますと、8カ所の保育所で885人の定員に対して579人の児童数でありますけど、充足率は65%ぐらいの充足率ですよ。

しかるに、事業費は2億3,000万円ですね、あと職員さんの人件費ですね、これも含めると3億6,200万円ですか、約6億円ぐらいの保育園の事業費としてかかっているのかなと、これは以前もちょっと言ったんですけども、この辺のところ辺ですね、これを何とか是正をしないと、なかなか保育所の数も減らないんじゃないかなと。

岩滝は一つしかありませんけども加悦、市場ですね、この辺は150人という収容人員があるんですけども、定員は大幅に割れているというような状況ですので、この辺も、なかなか難しい問題ではあると思うので、時間がかかると思いますが、役場庁舎の問題で精いっぱいかわかりませんが、やはり一つ一つですね、時間がかかる問題ですから、手をつけていただかないと、ほったらかしの状態では、なかなかまた、先延ばし先延ばしになってくるんじゃないかなというぐあいな感じがしております。

その辺も含めて、統廃合に向けた今後のスケジュールみたいなものが、頭の中に描いておられるものがありましたら、町長のほうからお話いただければありがたいなと思うんですけども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、先ほどおっしゃったように、単に数、成果として、そうしたものを目指すということは大事なことでございますけれども、そのことによって、ただ単に数を、あるいは目指していただければ、行政の場合には成り立たないところがあるかと思えます。やはりそこには一定の、そうした数、あるいは金額といいますか、そうしたもので縛っていくということも大事ですけども、そうなったとしても、住民の皆さんの生活そのものが余り困らないような、大きな混乱を起こさないような、それも大事だというふうには認識しております。

そうした中で、この行革を進める上で、まずは、みずからの町民の皆様に痛みを分かち合っていただく前段に、やはり町の削れる部分については、我々職員も、そして、町のいろんな無駄についても十分考えていこうという意味で、まず一番初めに職員の給与、あるいは職員の数について、我々は手をつけてまいりました。また、一定の第三セクター等の問題につきましても、整理をしながら、あらかたの、そうした一応の整理がついてきたというふうに思っております。

いよいよそういう中で、今、町の所有しております、いろんな施設等の統廃合について考えていかなければならない、もうそういう時期に来ているというふうに思っておりますし、そのことは、あわせて今までにも特命として参事に与えました課題の中の一つとして、特に一般会計のほうですから、保育所のあり方といいますか、そうしたものの検討も、答申といいますか、一定の考え方が示されております。

せんだつても、今度は小学校、あるいは幼稚園、中学校等の考え方についても、教育委員会内部での議論をされまして、それらについても答申を受けたところでございます。そうした意味で、いよいよこれらについても議会の皆さんとともに一定の方向性を出すべくやっていく、そういう時期にきているというふうに考えておりますので、それらについても今後、十分論議をしていく、そうした時期に来ているというふうに判断をしております。

今のところスケジュールとまではいっておりませんが、そういう認識を持った上で、また皆さん方に提案をしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 行政改革につきましては、総論賛成、各論反対という部分が非常にわき出てくるんではないかなと思っておりますし、しかしながら、やっぱり決まったことは、きちんとしたプロセスを踏んでやっていくという、この何というか突破力といいますか、決まったことですから、その目標に向かってやっていくという強い信念を持たないと、どうしても途中でへこたれてしまうという言い方は悪いですけども、そういう形になってくると。

町長は、もちろんそうであったと思うんですけども、私たち議員も、現在だけに責任を背負っておるわけではなしに、やっぱり未来にわたっても、当然、私たちも責任を背負っておるという立場でありますから、持続可能なまちづくりに向けて、どうやって進んでいくかということを中心にちゃんとやっぱり今後も検証を続けていただきたい。

それと、どうしてもこれは、この5年間で20億円は、それは難しいですよ。ここ3年過ぎましたし、調べてみますと20億円の目標に対して、この5年間、最初の3カ年で51%ですよ。

金額ベースでいくと。この2年間で49%です。4億円、4億円ですよ。今までの4億円を、あと2年で4億円というのは、確かに厳しいと思うんで、平成27年でしたか、段階的削減ありますよね、27年からでしたかね、交付税の、28年からですね。その辺に向けて、やっぱり行政改革の再構築、こういうものが必要ではないかなと、私、感じておりますので、ぜひ、そういう形で、今後、考えていただければどうかなというぐあいに思っております。

それと、ちょっと話はごろっと変わりますが、資料の127ページのちびっこ元気クラブ、学童保育、これについてちょっとお尋ねしたいなと思います。これには、各学童保育所の、今現在の来られている人数が載っておりますけども、このちびっこ元気クラブというのは加悦ですよ。ここが一番人数的に多いんですけども。私も、孫がおりますから、時々、行くんですね、迎えに。先日、新聞に学童保育をもっと快適にというようなことで、ちょっと新聞記事が載ってありました。今現在、学童保育は、1年生がやっぱり一番多いんですね。1年生の4人に1人、全国の4人に1人が学童保育に行ってるということですけども、加悦の場合は一番人数多いですし、狭いんですよ、あそこの場所が。勉強というか、宿題をできるような雰囲気では、どうもないんですね。建物も確かに古いですよ。だから、もう少しやっぱり環境整備ということを考えていかないと、2階の狭いところで、何か片一方ではドッチボールしてるし、廊下で。片一方では、つくえ並べて宿題やっている人、そんな環境でやっているの、とてもやないけど、これはちょっとそんなじっくり宿題できるような雰囲気ではないなという雰囲気ですので、これは福祉課長にお願いしたらいいのか、町長にお願いしたらいいのかわからないですけども、もう少し環境整備を考えていただかないと、ちょっともちろん耐震構造にもなっておりませんし、あの建物は、古い建物ですから。そういう安全という面もありますので、十分に考えていただきたいなと思うんですけども、その辺のご見解をちょっとお伺いしたいなと思うんですけども。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員さんの質問の学童の、加悦学童について、狭いしというようなことが、ご意見がございました。加悦小学校の方が、22年度については、1年生が11名、2年生が11名ということで、おっしゃっていただきましたように、低学年の方の利用がある中、今、この福祉センターということで、2階の部分3部屋を利用して、この学童を実施しております。一部屋は職員室になっておりまして、あと二部屋を子供たちが遊んだり、また、勉強したりするスペースということになっております。そういったことで、私も何回か行くわけなんですけども、これは昭和47年当時建てられた建物で、本当に狭くなっております。それにかわるような施設がないだろうかということで、なかなか探しておるんですけども、それにかわるいい施設がないので、やむなくそこでお世話になっております。

中身については、例えば、今までからご指摘をいただきましたように、ガラスが危ないからということで、これを割れない、そういったポリとか強化プラスチックの素材にかえたりして、危険のないような対応はしておりますけれども、現在のところ、そういった状況で大変狭隘なところでしていただいていることについては、大変申しわけないなというように思っております。いいところがあったら、今後、探していきたいというように思います。

また、この加悦地域だけでなしに、ほかの地域についても、大変古い建物を使いながら、今、学童をやっているというようなことがございますので、全体的に、その場所について、検討しな

ければならない課題ということで、この福祉課挙げて、その対策について検討してまいりますので、いましばらく今の状況でお世話になろうかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどもおっしゃったように27年度以降、5年間のうちに段階的に交付税が減って、12億円ということでございます。経常的な経費の中で12億円を減らすということは、先ほどおっしゃったように、わずかな職員のカットでさえ、なかなか生み出せない金額でございます。そのためにはやはり、あらゆるものの無駄を省く、また今、人件費にかかっております部分でも、確におっしゃったように、事務所外で保育園だとか、幼稚園だとか、そういうところでの勤務をしております職員の数も非常に多いということ等を考えていきますと、やはり今後においては一定のサービスを低下させない中で、統廃合ということも、これは考えていかないと、とても対応できる金額ではないというふうに思っております。そういう意味でも、いろいろと民間に委託をしたりというふうな手法をとって、いろいろとその町、その町で考えておられることもございますけれども、やはりそうした対応も考えていかなければならないというふうに思っております。

そのために、やはり行政もですけれども、町民の皆さんにも自分たちでできることはやはり自分たちでしていただく、また、地域で支え合うことができれば、そういうことをしていただくという、そういう協働の考え方というものが大変大事になってくるというふうに思っております。

ただ単に、金額的なことだけではなしに、やはりそうした、みんなで手を取り合って頑張っていこうという、そうした気持ちが非常に大事かというふうに思っておりますので、そうしたことも含めて、住民の方たちにもいろんな状況を情報を公開する中で、知恵やら、あるいはご意見やら、いろいろな手だてというもののことを、ともに考えていくような、当然、議会も議員の皆さんからの、そうしたご意見も聞かせていただくことが、今以上に必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、どうか議会の皆さん方の協力も、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

1 7 番（谷口忠弘） 終わります。今現在も、未来に責任を持った行政を進めていただきたいと思いますと思っております。

議 長（井田義之） 時間終わっております。終わります。

ここで、2時50分まで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時40分）

（再開 午後 2時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ本会議を再開し、22年度決算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 22年度決算について、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

前に糸井議員より指摘がありました予算の流用の件につきましては、私も議選の監査委員として、見落とした点、ありましたことを申しわけなく思っております。監査委員ですので、ちょっと遠慮はしておりましたんですけども、今、質問をしなれば12月まで質問する機会がないということで1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

小林議員から質問がありました参考資料の153ページ、旧岩屋保育所跡地、鑑定評価の委託料が出るとのわけでございます。小林議員の質問に対して、太田商工観光課長の答弁は、売買の値段に差があり過ぎることで上物を立てないという条件でお貸ししたいと、こういうふうな答弁だったというふうに思っております。

9月5日の産業建設委員会の中で井田委員ですね、私や、この件につきましては、会社のほうともっともっと話し合いをして、仮に、この値段でなかったも、あるいは、この会社が近隣を買われておるわけですけども、その値段には、なかなか行政としてはできなくても、やはりこういう時期でございますので、こんな条件をして貸すよりも、買っていただくということを井田委員、私が商工観光課長に言うておりました。そういう点につきまして、副町長にお伺いしますんですが、これについての報告はありましたでしょうか。お伺いいたします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。

産業建設常任委員会で、そういった議論があったということは商工観光課から報告を受けております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 決算では、特に指摘はしなかったわけですが、いろいろと議会でも議論になっておる中で、たくさんの方の町有地がございます。いわゆる遊んでいるというのか、もっと有効活用ができる、あるいは、民間に売れるものなら売ったほうが良いと、そういった声もたくさんあったろうというふうに思っております。

そういう点では民間の、あるいは誘致企業を頑張らせてやっておられるわけで、特に農地法5条申請で、近隣農地もたしか買われておられるはずでございます。いろんな条件をつけるよりも、私は売ることによって、いわゆる固定資産税は入ってくる、それから、下水道の分担金は入ってくると、今後のことを考えた場合、私はやっぱり売ってあげるというのか、その辺は行政としては大義名分もいると思いますが、再度お伺いをいたします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

せんだっての小林議員のご質問に関連しておりまして、そのときに若干、細かい説明をしておりますませんでしたので、それも含めまして、私どもの考え方、最終的には理事者との最終調整をしていかなければならないということにはなろうかと思っておりますけれども、今のご指摘の旧岩屋保育所跡地の企業誘致立地に伴います交渉でございます。

ご指摘のとおり、この土地につきまして、先方さんのほうから隣地も含めて購入がしたいという話がございますので、その中で、きょうまで調整を図ってまいりました。この評価に当たりましては、適正価格を鑑定士に出していただくということでさせていただきまして、一定の金額を鑑定いただきまして、その金額をもって会社側と調整をしているところでございます。

ご指摘のとおり、民地につきましては、民地の交渉でございますので、それぞれの甲、乙が金額に対して同意があれば交渉成立ということで、あわせまして、今ありました隣の農地も含めて、既に購入をされているところでございます。

元に戻りまして、町の土地につきましては、ご指摘のとおり単価が、その民地の単価と合わな

いというところでごさいます、倍にはなっておりませんが、その金額では合わないというところでごさいます。したがって、それをお貸しするという方法も一つ前向きな気持ちとして、一定提案をさせていただいているところでごさいます、この賃借料につきましては、町で規定をしております固定資産評価額の4%でもって貸しつけるということでござりますが、さらに、ここは立地企業ということでござりますので、その半額で貸与するというので、もう一方、賃貸での交渉もさせていただいております。

そして、ただし書きとしまして、将来的には賃貸でございますので、地上権が発生するというようなことでもござりますので、できれば買っていただくことがベストではござりますけれども、その町有地、賃貸地には建物を建てないということも付しております。そういうところでの調整を現在させていただいております、最終的な、いわゆるお答えはいただいております。そういった中で委員会でも、ご指摘もござりまして、損して得取れといいますが、そういう言葉は適正ではないかと思っておりますけれども、民間的な発想の中で将来的な、この町の活性化を図っていくべきだというご指摘もござりますので、そのあたりも加味をしながら、どうすべきかということでござります。今、単価を提示しておりますので、単価が会社側の思いと合わない、そして、賃貸でお貸しすることについての思いを最終的にいただくわけですが、今、ご指摘のとおり基本的には買っていただくということが、私どもも望ましいと思っております。

しかしながら、公で定めた、さらに、また、鑑定士さんに入っていた平米単価を民間で販売されている金額まで落とすということは非常にハードルが高いというふうに思っておりますので、固定資産評価額も加味しながら、最終的には理事者との調整の中で、再度、こちらから提示していくということも考えながら、もう少し調整をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 今後も調整をしていくということですので、どういうふうになるかというのは、わからないわけなんです、ただ、これが長引くと、会社がどういうふうになるかの方針を考えておられる、私はつぶさにわかりませんが、いわゆる今後の展開を考えて、上物を建てられないとか、いろんなことが、私はネックになっているのではないかなというふうにもちょっと考えたわけなんです。

それともう1点は、長引くにつれて、やはり決していることではない。やはりある意味、早急に会社と話し合われて結論を出す必要もあるだろうと、このように私は考えるわけでごさいます。

そこで、最後に町長、お伺いいたします。それこそ、固定資産評価額と2倍も変わらないというような課長のお話でしたので、その辺は歩み寄れることもできるのではないかなというふうに思うわけなんです、それに私は余りこだわらなくても、今の時代です、いいのではないかなと私は思うわけなんです。この辺は考え方が違うと言えば違うかもわかりません。なぜならば、幾ら持っておってもお金は生まない、日本は私有財産制で、それに対して固定資産税なり、いろんなことをかけていくわけなんです。ですから、そういう点は理事者の決断というのが必要になってくるときもあるのではないかなと、このように思いますのと。

もう1点は、こういうことがあると、場合によっては監査請求が起きたり、例えばですよ。それから、それにその後、住民訴訟等々があつて、よくあるパターンですね。そういう場合に、い

わゆる首長が知事であったり、市長であったり、首長が今は責任をとっていかんなんと、そういうようなこともあるわけなんですけど、ただ、そればかりを恐れているようでは、私は政治というものは、慎重にはしなければならぬと思いますが、やはり次代をつくり上げていくことはできないんじゃないかなと、そればかりではというふうに思いますが、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、有吉議員がおっしゃったことも一理あるかというふうに思います。ただ、おっしゃった言葉の中にも、やはりこれは慎重にしなければならぬ問題であるというふうに私、認識しております。その辺のところも、もう一度内部できちんと整理をさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この岩屋の保育所の跡地の話につきましては、私も大いにかかわりを持ってきましたので、少し補足をさせていただきたいと思っております。

経過並びに現状につきましては、先ほど商工観光課長がお答えしたとおりであります。少し話が長くなるんですが、その場所を買いたい、あるいは借りることも含めて、今回のお話があったところに、たまたま加悦の加工場の跡地の南側といいますか、藤野さんが豆腐工場を操業されておられます。そこで、その豆腐工場の増設をしたいというお話と、今回の、この岩屋の保育所の活用のお話が、たまたま二つありましたので、この間、京都府の商工部のほうには直接、伺いまして、いろんな有利な補助金が当たらないかということで、それぞれに頑張って折衝をしてみました。片や藤野さんのほうにつきましては、まだ補助金の決定とか、確定とかいう段階ではございませんが、一定、京都府からの補助金が一定の金額、相当な金額の補助金が当たるような話で今、事は進んでおります。

今度、岩屋の保育所跡地の話につきましては、企業が今現在、町内に三つの工場をお持ちなんですけど、今回、もしお世話になるとすれば、四つ目の工場といいますか、施設になるんですけども、その企業さんがお考えの事業計画が、既存の京都府の商工部が持ってます補助対象になじまないということで2回も3回も京都府とは話をかけ合ったんですけども、結果まとまりませんでした。

もしも岩屋の保育所の跡地の活用について、想定をしていなかった京都府の補助が当たるとかいう話に進めば、企業さんのほうも、じゃあ考えてみよう、買うことも含めて考えようという話がぐっと前へ進んだんだと思うんですけども、さっき申しあげましたように、それがうまくいかなかったという状況です。そうこうしてまず先方の企業さんは、近隣の農地も買われて一定の施設が整備できるだけの買収を進められました。

ただ、保育所の跡地が、その前の町道から、その敷地に入る、保育所が一番道路側に位置しますので、その工場、敷地内に入るときに、その土地が有効に活用できるのと、できないのではやっぱり会社にとっても非常に影響が大きいと思います。

先ほど来、お話が出てますように、町有地も非常にたくさんあります。この間、売れたところもあれば、何件かはお貸しする話でまとまっておりますけども、そういった町有地の処分の問題、有効活用の問題、あわせて地域の振興や、それから地域の雇用についても貢献をいただくことになると思いますので、今は小林議員のご質問に商工観光課長が、向こうのご返事をお待ちしている

んだという趣旨の答弁をしましたが、いま一度、私も前面に出て、この話、事が前に進みますように頑張ってもらいたいと思います。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） ぜひ早くと申しますが、何ぼおくれても、僕は正直いいまして、こういう言い方したら、しかられるかわかりませんが、行政は困らないんですよ。困るのは民間であるだろうなというふうに私は思っております。ですから、会社は会社の方針があると思いますので、京都府のほうの補助とはちょっとなじまないというようなことがあるかもわかりませんが、せつかくの企業がやってやろうということですので、できるだけ早くやっていただきたいなというふうに思います。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思っています。

決算の冒頭に議長から、予算につなげるような質疑、それから、町民にわかりやすい話をせえというふうな意向がございまして、そんなものはできませんと1回目に申し上げたんですけれども、ぜひこれは予算につなげていただきたいというふうな思いで、議長の意向にも沿っているのかなというふうに思いますので、1点、質問をさせていただきます。

質問は椿サミットです。町長のお話によりますと、来年の3月ですね、萩市ですか、椿サミットがあると、その大会、あるいは総会において、ぜひ、与謝野町大会を表明したいと、こういうふうな意向があります。平成27年といいますと、我々もそうですけれども、町長も任期が終わった後でございます。担当課の太田課長も、もうすぐ退職をされるというふうなお話も聞いております。ぜひこれは今期、あるいは来期につなげていかないとできない大きな事業になります。

来年、表明されて、3年ほどあるわけですけれども、準備期間というのは当然要ります。糸井議員からもご指摘がありました、国道のツバキの整備のこともあります。しかし、もっと大事なことは、やっぱり地域、あるいは行政、あるいは関係者が一体となって、その大会に向けて準備をすると、このことが一番大事なことはないかなというふうに、私は考えています。そのことを思うと、やはり24年度には、ある一定の準備に関するような予算的なものも必要になってくるというふうに思っておりますけれども、町長はどのような認識でおられますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確におっしゃるように、私の任期も終わっているでしょうし、課長もですけれども、やはりこれは町として取り組もうというふうに皆さんの前でも申し上げておりますので、そうした形で進めていきたいというふうに思っております。

予算化につきましても、ある程度の、そうした前段に視察へ行くとか、また、その萩にも大勢で皆さんも一緒に行くとか、そうした準備、盛り上がりも大事だと思いますので、来年度の予算の中には、若干そうしたものも組み込んだものをしていきたいというふうには思っておりますが、課長のほうも何か言いたいことがあるようでございますので、課長からも答弁をさせます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今、町長が思いを申されましたので、事務的な計画だけ、私のほうから話を

させていただきたいと思います。

この間、町長が表明されるまでには、地元との調整を何回もやってきております。確かに町主催の椿サミットという形になりますが、やはり地元等々、それから町の木でもあります、与謝野町全体が醸成を図っていかなければならないというふうに思っています。この4年間というのはあつという間に来るといふふうに思っております。

現在、担当のほうには24年に予算顔出しも含めて、骨格づくり、要するにフローチャート、27年には、ことしの3月に町長が表明されるという予定でされましたら、どういう格好になるかちょっとわかりませんが、実は昨年といひますか、ことしの3月20日の大船渡も、ことし実際やられるという中で、災害で、こういうことになりましたので、4年先にもう一度させてほしいというようなことが、もしかしたら出てくるかなという予測もしています。ですから、1年おくれるかもわかりませんが、思ひは、やはりサミット開催ということにつきましては変わらないというふうに思ひますので、相手方の、その組織の中の位置づけもありますけれども、そういう流れの中でフローチャートをつくりまして、もちろん研究会、実行委員会、町長も言われましたように視察等も行いながら、万全を期するような絵をかくという段階で、今、内部では調整しておりますので、地元にも、今もう少し時間はかかりますけれども、お示しできるような形になれば、3月に手を挙げて日にちも決まるといふふうに思ひますので、年も、年度も決まるといひますので、その時点でもう少しより具体的な話ができるかと思ひます。

それから、その他のほうの質問でしたので、私も控えましたけれども、国道、府道の沿線のツバキにつきましても、一定、当然それまでに専門的な、地域の方には頑張っ手入れをしていただいておりますけれども、一度専門的に手を入れていかなきゃならないと思ひますし、さらにはツバキの育苗センターの活性化ということにつきましては、農林課の所管となっておりますけれども、施設、公園、教育委員会等も含めて、全体で内部組織の中できちっとしたものを煮つめていかなければならないというふうに思ひます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ツバキの手入れ、我々が行政にやれやれと言ってるばかりではなくして、我々もできる範囲ではやっているつもりでございます。何もここで自慢するつもりではないんですけれども、旧国道から新しい国道まで、いわゆる滝の公民館の、あのバイパスですけれども、あそこにもツバキが植栽されています。あれも必ず、区の役員さんたちが総出で草刈りとか、ツバキの手入れをしていただいておりますし、我々も、その国道のツバキのかずら切りとか、出たこともあるんですけれども、なかなか忙しいんですね、皆さん。ですから、やる気はあっても、なかなかできないというのが一つの実態でもございます。ここはぜひ行政の力をかりて整備なりを、ぜひお世話になりたいというふうに思ひます。

商工課長から今、説明をしていただいたんですけれども、ぜひ課の中で、そういう、どう言ひますかね、課長の意志を継いでいくような人材というのが、ある意味必要ではないかなというふうに思ひますんで、課長がやめられることばかり言ひてますが、それ以後もぜひツバキに関心を持ち、課長の思ひを引き継いでくれる職員というの、ぜひ育てていただひてから、それは去っていただくというのが筋だと思ひますが、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 地元との調整の担当も既に配置もしておりますし、そういうところで職員人事異動はありますけれども、課の中、また与謝野町として、町長がもう手を挙げられるということが決まった以上は、それに向けて、だれが担当になりましても、そういうことがきちっと醸成できるように、本当に素晴らしい大会ができるように持っていくことが職員の使命だと思ってますので、そういう話はしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） それと、常々から本当に熱心に椿サミットがありますたびに、皆さんはっぴを着て地元の方、また、議会の議員の皆さんも一緒に行かせていただいたりということもございました。思い返しますと、その当時は、そうは思っていなかったんですけども、津和野でしたか、その方たちも、民間の方たちも出て、一生懸命誘致合戦じゃないですけども、PRをなさったようなことも思い出します。そうしたことを思いますと、やはりそれに向かって行政だけではなく、皆さん方との協力が必要かなと思いますし、体制としましても、ある程度、この時期に、うちでやるということが決まれば、当然、先ほど言われましたように農林課、あるいは教育委員会等の知恵もかりながら、一緒に力を合わせて、そういう一つのプロジェクト等も必要になってくるのかなというふうに感じております。

これからのことですので、どういう形になっていくかはわかりませんが、町としては、そういう意志を持って積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） はい、よくわかりました。

それでは質問をかえます。財政について、少しお伺いをしたいというふうに思っております。経常収支比率ですけども、監査委員さんの意見書にもありました。85.2%という、素晴らしい経常収支比率が出たということですけども、これは臨時財政対策債を引くと90%を超える、94.7%という数字になるというふうなことで、監査委員さんも、ここを指摘をされております。

この推移ですけども、18年が93.6%、19年95.6%、20年が94.6%、21年90%ちょうどですね。前年より4.6%改善しています。ことしが85.2%、前年度より4.8%、この2年間で実に9.4%改善しておると、こういう数字になるんですけども、経常収支比率というのは、一般的に言われておりますのは、80%を超えると、いわゆる財政の弾力性がなくなるというふうにも一般的には言われております。ここにきまして大きく改善をしたということはあるんですけども、こういう一連の流れ、あるいは今回の改善したという数値を踏まえて、財政課ではどのように見ておられますか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

議員、ご紹介のように、本年度の平成22年度の決算におきます経常収支比率は85.2%ということになりました。一昨年、平成21年度が90.0%ということで、この時点で行政改革大綱に基づきます目標の90%を達成し、さらに平成22年度は4.8ポイント下げて85.2%になったということでございます。

したがって、この数値そのものは良好な形ということで推移をしているということですので

で、私どもといたしましても、これは改善が進んでいるというふうに、この数字を見れば言えるのではないかというふうに思っております。

しかしながら、今後を見通しますと楽観視はなかなかできない、そう思わなければならないのではないかというふうに思っております。経常収支比率を算出します、分母であります地方交付税が、あるいは税収、これらが今後は少なくなってくるということ。逆に分子におきましては、人件費をはじめとします経常経費、これらはなかなか下げていくということには非常に大きなリスクも伴うということでございます。

したがって、今後は、このような傾向がずっと続くということではなくて、できるだけこれが上がっていかないように努力をしていく、そういう思いを今、持っているところでございます。どういった、今後の形になるかはわかりませんが、手綱を締めてやっていく必要があるというふうに受けとめております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、答弁があったように、非常に、これから交付税はなかなか伸びない、税収も下がってくるというふうな中で、非常に厳しい状況というのは、ことしは、こういった形で交付税の増額ですとか、いろんな形でふえたと、経常収支は下がったということになってますけれども、これを少し長期的な視点で見ると、非常にまだまだ、脆弱な与謝野町の財政構造ですから、非常に安心はできない。税収の徴収には、ぜひもっと力を入れるというふうなことも非常に大事になってくるのかなというふうにも思っております。

もう一つ、財政力指数というのがあるんですね、財政を図る、いわゆる指標というのがあります。これも合併した年が18年、0.316でした。ずっと徐々に上がってきまして、去年が0.356、22年、ことしの決算では0.335と、昨年よりも下がってきたと、こういう数字が出てます。地方の自治体、特にこういう小さな町は、日本全国どこもあんまり変わらないのかなというふうに思っておりますけれども、これも一般的に見ますと0.5未満の団体というのは、非常に財政基盤が弱いと、地方交付税に依存する割合が非常に高い団体だと、こういうふうに言われています。

今の経常収支比率も、今、申し上げたように下がりましたけれども、長期的に見ると、そうではない、あるいはこの財政力指数についても、そう高くはないし、むしろ下がってきているというふうなことがあります。こういうことを一連、見ますと、非常に与謝野町の財政基盤というのは弱いということが言えるんだらうというふうに思っておりますけれども、この財政構造、いわゆる脆弱基盤の財政ですけれども、こういうことについて常々、財政課では、どのような見解をお持ちなんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決算参考資料の16ページを見ていただきましたら、おわかりのように、平成22年度の財政力指数、これは3カ年平均で0.335ということで、平成21年度の0.356に比べまして、指数として下がったと、いわゆる財政力の弱い数値に移行してきたというようなことで、先ほどの経常収支比率とは逆に非常に厳しい数値に変わってきているということでございます。

要因としましては、これも算出上のことではございますけれども、いわゆる分子が減り、分母

がふえたということによって、財政力指数としては下がったということでございます。いわゆる分子、これは地方税、税収の減ということでございますし、分母、これが増加したというのは、先ほどと同様に交付税の増加、これがやられるということでございます。この傾向は、今、このような形になっておりますけれども、今後ますます分母の交付税が下がってくるということが予測されますので、さらに財政力指数としては悪い方向に働くことが十分予測をされます。

したがいまして、先ほど行政改革のお話もございましたけれども、今後、交付税の状況等も見据えながら、持続ある町の収支のバランス、それらを考えた上で新たな行政改革、こういうものに取り組んでいく必要もあるのではないかとこのふうに見ておりまして、これも楽観視をせずに注視をしていかなければならないと、そういった慎重な見方をいたしているところでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 答弁にありましたように、非常に地方交付税に依存する度合いが高い、ことしの決算でも40%、40数%でしたか、割合で交付税が充てられておるといことだろうというふうに思っています。

先ほども出てましたけれども、行革の関係でありますとか、いろんな数値が達成できるのかということがありました。私はもっと危惧していることがあるんですね。地方交付税、今回の町政懇談会でも説明に回られました。庁舎のことで説明に回られました中に、交付税が非常に減ってくる。これは平成32年、27年から段階的に5年間減って32年で、いわゆる一本算定、与謝野町としての。

ごめんなさい。そうです。32年までが減ってきて、33年からですね、ありがとうございます。ご指摘を。

そこで48億円から12億円も減ると、普通交付税の算定がえと言っているんですね。旧町のを合算したのから、いわゆる与謝野の一本算定、算定がえと言っています。12億円減ったときに、今の数値もだんだん弱くなっている。いわゆる財政基盤は、この町は弱いわけですね。交付税に依存する割合というのは非常に高い。その中で12億円も減ると、どんな財政になるのかな、私は想像すらできません。このイメージというのは描いておられるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今、ご指摘がございましたが、また、町政懇談会でも申し上げております。平成27年度には交付税がピークを迎えるであろうというふうに予測をしておりますが、その平成27年度の普通交付税の見込み額と、一本算定になる平成33年の普通交付税の見込み額、これを差し引きしますと、約12億円の普通交付税の削減が見込まれるということでございます。この数字は、議員も今、言われましたように、非常に当町にとっては大きな額でございます。当町の柱は言うまでもなく、歳入の柱は普通交付税に頼っているということですので、非常に危機感を抱いております。平成33年度まで、今から約10年でございます。したがいまして、この10年の間に経常的な経費を削減できるものは削減をする。それから、地方税の収入の増加を図っていくよう努力をする。あるいは、少しでも財調なり減債基金なり、こういったものに、その年ごとに少しでも多く基金に残していく、こういった方向をとっていかないと、やっつけいけないというのが実情かというふうに思っておりますので、その辺を今後、厳しく見ていかなければならないと、そうい

た見通しを持っているところでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） 課長が言われたことは、大体理解はできるんです、イメージとしては、だけど、それが実際できるのか、33年以降の、しばらくはできるでしょう。課長おっしゃったように財調もある程度あります。ある程度、行財政運営というのはできるでしょう。だけど33年を過ぎて、35年、36年、37年と、そういうときになって、本当に財政運営ができるのかということは、非常に、今から15年も、もっと先のことですけれども、非常に私は危惧をしております。
- ここに12億円の削減というのがあるんですね。ですけれども、この12億円の削減というのは、この間、聞いたような気がします。それまでは、8億円から10億円ぐらいというふうな話だったのではないかというふうに私、記憶してるんですよ。間違っておったら訂正していただいたら結構ですけれども、8億円から10億円が、なぜこんな12億円にもなるのか、そこはどうしてでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

過去に答弁をさせていただいたりいたしましたときの比較年度がちょっとごちゃごちゃと言いますか、わかりにくくなっておりますので、そのようなご指摘であろうかと思っております。

先ほども申し上げましたが、普通交付税が約12億円削減されると申しておりますのは、平成27年度に普通交付税がピークを迎えるであろうと、これが逡減措置に移る前の年でございますが、その27年度の交付税の見込み額と比較して、一本算定となる33年度と比較すると約12億円という見込みを立てているということでございます。

今、7億円から8億円という数字がございましたが、これは約1年前に、その時点での財政シミュレーションを持って、平成21年度と平成33年度と、これを比較して約7億円ということを上上げた経過があったのではないかなというふうに思っております。現在、ことし3月にお示しをいたしました10年間の財政シミュレーションでは、平成22年度の普通交付税と、同じく33年度の普通交付税とを比較しますと約9億9,000万円ということでございます。

したがって、1年で2億9,000万円ほどふえてるということがございます。これらは、普通交付税そのものが増加をしているために、こういった差になると、これがさらに27年度と33年度を同じく比較すると、12億円にふくらんでくるということでございます。したがって、普通交付税の伸びております要因として、有線テレビ事業をはじめ借入金、起債を起し、それに基づく元金の償還金が増加をいたしましたり、それから、普通交付税制度そのものの算定方法が以前とは変わって、現在は単位費用が増加したり、補正係数が変わったり、そういった制度の内容によって、幸いにも普通交付税が増加し得る、そういう改正が、このところなされてきておりますので、それによって増加をしている部分もございます。

そういった要因で、普通交付税が、このところは伸びてきておりますので、33年度の額と比較するとふくらんできているということがあろうかというふうに見ております。比較年度の違いから、ちょっとややこしいことになっておりますけれども、そういうふうにご理解をいただいたらと思います。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、この27年と33年の比較で48億円から36億円になる、いわゆる12億円の減になるというのは、もうほぼ間違いない数字だというふうに理解をしたらいいんですね。それでいいですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） その点につきましては、あくまで現在の諸制度なり、それから現時点で、でき得る今後の町政課題、それに基づく財政シミュレーションということですので、国の諸制度なり、ともすれば政権なり、こういったものが変わったり、それに伴い交付税制度が変わるとか、そういうことがございますと、大きく変わる要素はございます。

現に10年前とは大きく変わってきておりますので、10年後は大きく変わっている可能性もあるわけでございます、それらを今、予測することは非常に困難ということでございます。

したがって、現時点で予測できる範囲で比較すると、そのようなことになると、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 制度が変わるという可能性もなきにしもあらずだというふうに思っております。しかし、一方で言われておりますのは、平成の大合併はなぜしたんだと、なぜこういう制度をつくったんだと、国が、それは交付税を減らすためでもあるというふうなことも一部では言われております。それが本当か、うそかわかりませんが、そういう話もちらほらと出ております。

課長、おっしゃったように、10年先の、いわゆる交付税の仕組み、あるいは国の政治がどうなってるかわかりませんが、やはり今の段階では、こういう推移を持っていくんだということで、財政運営をしていくんだということでもいいんですね、それで。はい、わかりました。

今は、旧町単位、加悦、野田川、岩滝、合併する前の交付税を補償して、それを今、与謝野町が交付されています。一本算定で、なぜ少なくなるのかというのは、私、非常に疑問なんですね。旧町単位だろうが、与謝野町になろうが、施設はあるんですね。交付税というのは学校でありますとか、あるいは消防でありますとか、道路がどうの、河川がどうの、いろんな町を運営経営するために、どれだけお金が要るんだということを積算して、それに補正をかけて、この町の交付税額を出すわけですが、それが非常に、余りにも違い過ぎるというふうに思うんですが、そこはなぜこんなに減るというのか、違うんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

交付税を算定する上で、いろんな項目がございますけれども、例えば公債費といいまして、借入金を起こしたことに對する元利償還金への補てんというものもございますが、それは別ものとしてあるわけで、通常、いわゆる算定をします際には、例えば人口がもとになって、それが測定単位ということになり、それに単位費用を掛け、それに補正係数を掛けて算出をしていく。それが教育費であったり、建設費であったり、農林水産業費であったり、各項目にすべてそういった形の計算をとっていきます。

これは福祉になりますと高齢者の人口であったり、学校関係でありますと児童数であったり、学校数であったり、そういった測定単位は変わってきますけれども、おおよそ、そういう見方をさせていただいた場合に、小さい町の場合は脆弱な市町村ということですから、そこには手厚く交

付税が算定される仕組みになっております。それが1本になりますと大きな町になります。そうしますと、例えば補正係数が落ちて、交付税がふえるほうに働かないと、そういったことがございまして、それを各項目すべてかき集めると結構大きな額になってくるということで、一本算定になるということは、非常に大きな普通交付税の算定に影響が出てくる、そういった見方をしていただければ、ご理解がいただけるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 例えば家族でも別々に暮らしていると、親と息子たち夫婦と別に暮らしていると、それが一つの家に住むということになると、2軒分の今までの費用というのは、それは要りません。それはわかります、大体わかりますけれども、課長、大きな町、小さな町というふうな表現をされたんですけれども、与謝野町だって、そんな大きな町ではないというふうに思うんですね。今までの町が、加悦だって8,000人ぐらい、野田川で1万2,000人ですね、岩滝で7,000人ぐらいですか。そう変わりはないわけですが、その大きな町と小さな町の線引きというのはどこにあるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えするのは非常に難しいところがございますが、先ほども申し上げましたように、一つの単位としては人口というのがございます。

合併した当時2万5,000人ございましたが、それが数千人の町の三つが集まって2万5,000人の町になったということですから、数千人の町の交付税を算定する場合の単位費用なり、補正係数なりが、非常に人口の小さい町は手厚く計算をされる。そういった内容になっているものに比べて、2万5,000人の町になったときには、それに合う単位費用なり、補正係数なり、そういったものが別途出てくると、それが、交付税が増加しない、減る方向に働くという、それがいろんな何10項目の中ですべて計算をされていきますので、それが積み重なって大きな額になると、こういうふうにご理解をいただければいいのではないかとこのように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 補正係数の話をされました。確かに、そういう小さい市町村には補正係数を上げて交付しているということは確かにあるんだろうというふうに思います。

しかし、25%も本当に減るもんかなというふうに思っています。課長、ご理解くださいというふうにおっしゃいましたけれども、私は理解ができかねます。ここで課長に文句を言ったって、どうにもならないということはよくわかってるんですよ。わかってるんですけれども、どうも私はこれは納得はいかないということで、ゼロになりましたので、2回目は終わります。

議長（井田義之） これで、今田議員の質問を終わります。

午後4時まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時49分）

（再開 午後 4時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ本会議を再開し、22年度決算の質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、決算について第2回目の質問をさせていただきたいと思っています。

前回の1回目の最後で職員の待遇や人件費の問題について、お伺いをしました。その中身は説明を簡単にしますと、行革目標に対する人件費の割合がどのくらい比重があるかと、この問題では約4割が人件費の削減で貢献しているという点があります。あとはラスパイレス、例えばラスパイレス指数、僕もあんまり好きではないし、今は事実がちょっとゆがんでいるのではないかというぐらい、いろいろとありますけれども、正確な反映ではありませんけれども、一般的に、それがよく言われます。これが合併時は92.1%と、21年度では89.7%、22年が92.5%ということで、21年、22年は、21年が京都府下で下から3番目と、22年、昨年度の場合、25自治体があると思うんですが、7番目というふうになっています。

それから、残業時間も非常にあります。それからあとですね、いろいろあるんですけども、そうした中で、全体の今の数字を総務課長は、どのように評価されているか、お伺いしたいと思っています。

議長 (井田義之) 奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) 今のラスパイレス指数、いわゆる人件費の関係の指数等々、それから残業時間、そういったことで、私の今の考え方、どういうふうに思っているかというご質問でございます。

人件費につきましては、合併当時と比べて減っております。これは大きくは人件費につきましては、平成21年度につきましては、給料カットをいたしましたですけども、それにも加えて年々の給与が下がってきております。それから、期末勤勉手当も下がってきているといったことで、そういったことから、金額が下がってきたように思っております。

それから、それに合わせまして、残業時間につきましては合併時よりもふえております。これはどうしても、人員削減を行っている中で、どうしても、そうした中で残業時間がふえているのではないかというふうに思っております。総括的には、そういうふうな考えでおります。

議長 (井田義之) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 期待に添うような答弁でなかったんですけども、数を言えや、説明してもらうのは、僕が言うたから要らないので、それをどう見るかというのが、これがあなた方の仕事、僕の仕事ではない。それにどう言うかが僕の仕事です。

それで、次の質問に移りますが、まずあれですね、僕が実感したのは、行革目標の、例えば21年度だと思えますけども2億7,800万円ぐらいだと思います。その目標に対して人件費の削減率、削減額が1億1,200万円ということで、先ほど言いましたように4割の貢献をしているということになるわけですね。だから職員の皆さんの減額のおかげで目標の4割ができたんだと、こういう犠牲を強いていると、嫌な言い方ですけど、いうことがあります。

そこで、もう一つはラスパイレス指数の点です。これは合併時が92%、大体、冒頭にもちょっと言いましたがラスパイレスそのものがいろいろと問題があって、今これしか行政的にはね、国は物差しを持っていないと言ったほうがいいでしょうか。そのために今、いろいろと矛盾もあると思えますけども、国家公務員の基準を100にして、今の自治体の職員が何%なのかと、このことなんですね。100%過ぎていたのをたたくために、こういうラスパイレス指数というものを持ち込まれたというのが、私の解釈です。

下がってくると100ならいいんですけども、100をどんどん下がっても、どんどん下げて

きたと、これはもう、お国の考える発想がそのまんまいったんですね。安けりゃいいというやつです。よう考えたら、今のワーキングプアをつくり出した、ワーキングプア世帯をつくり出したね、大きな流れの中に、この理論もあったということなんですね。

そこで、総務課長にお伺いします。一昨年度の場合は府下で下から3番目、それから、昨年度の場合は下から7番目、この事態を課長はどのように判断されているかお伺いしたい。数字はいいです、どう考えるかということです。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほどの答弁では、数字だけで申し上げました。それ以上、踏み込みませんでしたですけども、先ほどラスパイレスの関係は、急にまた上がったということですが、これは先ほども申し上げましたですけども、平成21年度におきましては、職員全員、それから管理職、給与カット、特別職も含めてですけどもしております。その影響もあって、平成22年度は給与カットをしております。そういったことで、この値が上がってきたのかというふうに考えております。

それから、人件費が下がっておる中で、はっきり申し上げまして、だんだんだんだん仕事はふえているといった実態はあると思います。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 明確な答弁をもらわなかったけども、ラスパイレスが8割台、9割台のちょぼですね、92%とか、こういうことがいいのか、悪いのか、よしあしはともかく、今の事態をどう見るかというのがね、私、答弁いただきたかった。なかなか、課長は言いにくそうなので、私から、私の意見も述べさせてもらいます。

それは、一つは京都府下でもトップランナーとまではいきませんが、下のほうにあるということは事実ですよ。議員の皆さんもわかってもらっておいたほうがいいんですけど。下から7番目、例えば昨年だったら、下から7番目ですよ。誇れるものじゃない。働きが悪いという人がいるかもしれないけど、しかし僕は、もっとちゃんと支給して、結論から言うと。もっともっと、いわゆる100に近い数字を入れて、そういうことで働くことも頑張ってもらおうということのほうがいいんじゃないかと、もっともっと働いてもらおうと。

私、ある業者の方が、これは前にもちょっと議会の中で、ここで発言させてもらいましたが、ある業者の方が、昨年だったと思いますけども、昨年の初めだったと思うんです、一昨年だったかの話でしたが、やっぱり地域の業者、これは小売業の方でしたけども、結構な仕事をしている人です。その社長が言うのは、今までそういうことは言わなかった人なんですけど、給与を、皆さんの給与、皆さんというのは職員だけじゃないですよ。消費者自身が給与が上がらないと地域は持たないと、もうやっていけないと、買う力がないわけですからね、今、そういう社会になってますよね。購買力が低下したら、本当に景気も悪くなるんだということをおっしゃっているわけ。だから、この角度が非常に大事だというふうに思うんです。

去年でしたか、と思うんですけど、おととしてしたかね、町長に私、公契約制度の問題を町長に伺ったことがあります。町長は、これには前向きな答弁をされました。非常に大切なことだという答弁をされました。私はね、考え方は、そこだと思っているんです。適正な人件費で、そして事業も全体が回っていくと、行政の仕事も回っていくと、そして仕事もきちっとできる、下請

が、手抜きなくできる。こういうことを進めるというのは公契約のねらいです。こういうことを、やっぱり貫いていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に移りたいと思います。残業時間の問題です。合併時は1万2,695時間ということですが、私ちょっと驚いているのは、22年度が、それよりも多くなっているんですね。1万7,458時間です。かなり多くなっているんですね。人が減ったからふえたのか、そういうことで理解していいんですかね、この辺はどうでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 残業時間がふえますにはいろんな見方があると思います。

まず第一には、行革が担っております。したがって、先ほどからですけれども、人件費の削減、それから、職員数の削減、これは一定行革の方針に基づきまして、類似団体並といったことで方針を立てとる中で、その方針に沿ってしております。そうした中で、もう1点は、そういう中で職員数が減っているということも要因の一つだと思います。

それから、私たびたび申し上げるかもわかりませんが、仕事の内容の変化です。最近はいろんな、いわゆる個別の対住民との話でも、いわゆる福祉分野におきましても、教育分野におきましても、やはりいろんな社会が複雑化することによって相談事業でもかなり、そういった方に丁寧に接していった時間をとっていくといったこともふえてきていると思います。

それから、分権一括推進法の名のもとに、今後ですけれども、今ですけれども、だんだんだんだん権限委譲という問題が出てきております。権限委譲と申しますのは、府が持っていた仕事を市町村に、国が持っていた仕事を市県レベルにといったこともございます。そうした中で、人員削減をしていくということと、仕事の量のバランスといったものが、やはり崩れてくるといったことは一定考えられるというふうに私は思っております。

そうした中で、先ほども町長が申し上げておりましたですけれども、今度は自治体の仕事の持ち方、内容を考えていかないと対処できないということがあります。ちまたでは、新しい公共とか言われまして、いわゆるNPOだとか、そういった違う団体に仕事を outsourcing していったのも一つあります。

それから、委託を、いわゆる通常的にできる仕事で、外へ出せるものは外へ出していかなければ対応できないのではないかと、そういった時代に入ってきていると思います。したがって、今までは人員削減で、それから、それも大事なんですけれども、それをしていくにはやっぱりそれ相応の、こちら業務の見直しというものをあわせてやっていかなければならないという、こういった理屈はあるわけですが、なかなかそれが、理屈は理屈ですが、実際に実践としていこうという段階では、まだまだ内部でも、いرونなところでも協議なり対策なり、慎重にやらないと、かえって住民のために仕事ができないというようなことになっては、ただ単に金額を減らしていくということだけで、そういったことを招くということは、また行政としての責任は出てくると思います。

したがって、今申し上げましたのは端的に言いましたら、人は確かに、減っているのは確かなんです。その分だけそれぞれの課において、仕事の量はふえておるといったことは、どうしても事実としてあるのではないかと、ということだけ、私のほうから申させていただきます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いい答弁をいただきました。ちょっとかみ合っけてき出した感じがします。

今、課長がおっしゃったように、私は非常に共通した認識を持っているのは、今の答弁で、国や府からのお仕事が、どんどんどんどん下にきてる。これは分権の名のもとです。権限は、仕事は与えるけども金は出さない。この思想です。困ったことですが、そこが今、最大の、今の地方自治体を取り巻く中でも、非常に大きな課題の一つだと思っています。

そこで、お伺いしますが、時間もだんだんないので、一個人で最大の残業時間は何時間なのかというのは統計とられたことはありますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 一個人で最大の時間ですけども、月数にして、多い人によっては月20時間ぐらいあるんじゃないかというふうに思っております。月20時間。

7 番（伊藤幸男） それが一番多いということ。一番多い、平均じゃない。トップランナーを聞かせて。

総務課長（奥野 稔） それにつきましては、資料をまた見まして、ご報告させていただきます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 参考までに言いますが、今ちょっと詳しいデータを忘れたんであれですが、過労死時間というのは、課長は知っておられるんですね。長時間労働で過労死の状態と言える時間というのは、そういうことだけは避けるようにしてください。

ぜひ、今後も、答弁は、今わかりませんでしょうから、そのことを知っておられると思うんですけども、それから次に、私、有給休暇の点で15%から16%台で取得されているという話が答弁にありました。これは実際に明らかに、何かの用というよりも、仕事の関係で振りかえすとかいうことでしたというようなことはないですね、どうでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど、私が申しあげました有休の取得率につきましては、代休とかいったものは含めておりません。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これは府下的に言えば、自治体で言えば、どんなぐあいなんですか、それはわかりませんか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変残念ですけど府下的な平均については、ちょっと私、承知いたしておりますので、申しわけございません。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそれも、よく調べていただいて、労働環境の整備のためにも大事なことなので。

それからもう1点は、それに関連して、例えば介護休暇ですね、今それも条例にまで載る時代ですから、これがどのぐらいなっているか、それからまた、育休についてですね、特に男性の場合の取得率はどうかとかいうことも、やはり総務としては、きちっと抑えておく必要があるんじゃないかと、対象も含めて、これはこの程度に、課題だということを言っておきます。

そろそろ時間がやってきましたので、まとめのほうに入りたいと思っています。私、ずっとこ

れ聞かせていただいて、この間、率直に申し上げて、例えば国保税の計算ミス問題、交通事故が職員の中に多発している問題。私は、そのために、事故で報告がありました。また、私は、この間、見ていまして、委員会や本会議の中で課長のお話を聞いていると、本会議の場でもありましたけども、答弁で、現在の課の職員数では、もう限界があるという話が、少なからず答弁ありました。

答弁の中にも、そのことがあるんだろうと思われる答弁もありました。それはなかなか言えませんが、職員が少ないですというのは、言ったらいいんですけども言えない。遠慮しているんですかね。私は、今の体制で行革の流れからすると、もっと削らんなんということになりますよね。もっと削らんなん。もっとも削らんなん。削らんなんという言い方をすると、また語弊がありますけども、少なくとも職員数は削減が行革の一つの目標になっています。そうすると、大変難しいことが起きてくるんじゃないかというふうに思います。

まとめて言います。これ以上、削減をしていくと、今、仮にですよ、体制が限界だとしたら、そういうふうには私は何人かからの課長や、今、席にお座りの方々の答弁を聞いていると限界だなというふうに感じてるんです。その答弁はいいです。今、行革で、そういう流れになってるときに、本当に住民の期待にこたえられるような体制がとれるのかと、職員を減らして、ここが大きな問題だと思っています。

まとめて言います。今回の、いわゆる庁舎の統合問題での一部の方々の主張と、それからまた、今、行革の方向とは、明らかに真っ向から対立することになると、これは皆さん感じているとおりです。やはりこうなると、行政改革そのものを何らかの形で軌道修正、見直しを要するんじゃないかというふうに思っているんですが、企画財政課長いかがですか。

議長 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、平成20年度を初年度とする24年までの5カ年の行政改革大綱を今、持っております。時代が変わってきたということもございまして、目標額が、先ほどの谷口議員さんのご指摘もございましたけども、20億円というコスト削減、これもなかなかはっきり申し上げまして難しい、そういった状況になっていようかというふうに思っております。そういう中で、今、議員ご指摘のように職員と、それから業務とのバランス、こういったことも実態としてはあるだろうというふうにも思います。

したがって、24年度で行革の最終年度を迎えますけれども、もう少し将来を見越した、持続ある町の発展ということを見据えた行革大綱というものに切りかえをしていく、見直しをしていく、そういった必要も、時代が変わってきておりますので、非常に必要性を感じているというところでございます。

議長 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まじめな浪江課長の答弁で、人の誠実さがあらわれるような答弁だなと思って僕は聞いてたんですが、私は、もう一つは、先ほど言いましたけども、先ほどから国の財政対策の問題も、地方財政対策の問題、交付税がどなるかという問題、出ていましたけども、私は、まとめてずっとこの間、長い間、議員をさせてもらって感じるのは、ずっと一貫してるんです。景気のいいときだって、地方財政対策は削るんです。ずっと削ってきたんです。

結局、これだけみんなが苦勞しているのは働いて、働いて、働き過ぎてやっけるのは、これは職員だけじゃない、もちろん住民の皆さんも、もっと大変なんだけども、この財政は、地方財政対策がどんどん後退しているからです。これが、権限も出してお金も出したら事が済むんです。この論議がはっきりしてないんです。私は、本当に、そこが最大の要因だということを指摘しておきたいと思っています。しかし、そうかといってなかなか解決しないのもわかっています。そこで、私は最後の質問です。

この問題や課題にどう対処するかという点が、今の町の、どう困難を切り抜けるかということです。私、一貫して、私どもも言っている、今度の庁舎問題でも特に感じたんですけど、論議の中で、やっぱり住民の皆さんの地域自治ですね、地域の住民自治がどうつくられていくか、この活動をもっともっと太くやらないと、私は進まない、打開できない、やっていけないことになってくるというふうに思うんです。今、言うだけです。これはほかのいろんな諸課題との関係の。

議 長（井田義之） 伊藤議員、質問まとめてください。

7 番（伊藤幸男） まとめるようにします。

ですから、そこそ一番大きな問題だと、私は思っています。町長に、最後に、この点をお伺いして、終わりたいと思いますが。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう時代に、もう既に入っているというふうに思っております。ですから、いろんな問題を提起しますときには、やはりその地域で行政がすべて、できるわけではないわけですから、それらを支えていただく、あるいは協力していただく住民の方たちの力というのが、これがどうしてもなければ、こうした大変な時期を乗り越えていくことはできないというふうに思っております。

ただ、その部分で、今後、いろいろな場面で、それぞれが、どこまで役割を果たすかということも含めて、論議をしていく必要があるというふうに思っております。

いろんな庁舎の問題でも同じことが言えるかと思えます。町の縮小した部分について、当然、住民の方たちの力でもってカバーをしていくという、そういう部分がなければ、なかなかこれだけの大きな金額を財政的に賄っていくというのは難しいですし、それの一つとして、幾らお金をかけてきちとした施設であっても、住民の人たちの力でもって、大きな災害も防げるという、そういう実態もございます。そうした意味では、それぞれが、この町をつくっていくんだという、そのためには自分たちが何をすべきかということを論議する大事な時期にきているというふうに思っております。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 今回の決算認定に対しまして、余り多くの意見を言う、質問するつもりもなかったんですが、どうもきょうの質疑を聞いていますと、これ町民の皆さんも誤解されるとぐあい合が悪いなと思って、私は2、3点、質問したいと思えます。

まず1点は、今の行政改革大綱の目標点を見直すような意見がございました。時代の流れとか、環境の変化とかありましたが、大綱はできて、まだ丸3年です。やはり、これは目標は目標とし

て、それに何%、何割、何十%到達するかは別にしまして、今あえてハードルを低くすることはならないと思っています。できる、できないは努力の結果です。私は今、伊藤議員の質問を聞いていまして、特に強く感じました。私は、やはりこれは今の目標点に向かって、全町民、また私たち皆さん、職員の皆さんも一緒になって、そこに努力するという結果であって、あえてみずからこれを見直す必要はないと、それに向かっていくと。

ただ、中には不都合な面や不適切な面があるならばですけど、一応、基本的な目標は目標として見ると、こういう姿勢を持ってほしいと、まず思っています、1点。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 言い方がまずかったかもわかりません。私ども考えておりますのは、20年度から24年度までの行革の大綱については、それを見直すつもりはございません。今の大綱と目標に沿ってやっていくという気持ちでございます。見直していく、考え方を切りかえていくと申し上げておりますのは、25年度以降の行革大綱を24年度に向けてつくっていくのに当たって、そういう考え方を持っているということでございますので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 安心いたしました。それでは、次に、今、職員の人件費の問題が、ラスパイレスなんか例えに出ていましたが、基本的に給料は高いほうがいいです。しかし、今の、このきょうの決算参考資料の、この47ページに出ています一般会計の給与合計が、この257名で割りますと平均が631万円です。共済費を入れましたら一人748万7,000円です。この地域の官民格差、これははっきりとあります。

したがって、この辺も十分考慮して、そら職員の給与が高くて、町民が町内でいろんな消費をしてもらおうと、結構なことです。しかし、実際に今の、この官民格差、これをどうとらえるか、この点も一つ、よく考えていただきたいと、こんなふうに思っています。

そして、だから私が言いたいのは高い、決して、今の職員の皆さんの給与が低いから仕事ができないとか、もっと給料があつたら仕事ができるとか、人数が少ないとか、私は、そんなことは関係ない。私はモチベーションだと思います。

基本的にプロです。公僕です。またプロ中のプロです。当然のことです。だから職員の数が少ないから交通事故が多発したとか、間違いが起きたとか、国保税の、こんなことは論外の話です。これをまず、私は訴えておきたいと思えます。

次に、平成22年度の、いわゆる町の自主財源であります税金、また、使用料、この点が、昨年度、この場で同じことを申しましたが、昨年度は全部足しますと5億円以上ありました。今年度は4億9,700万円、少し下がりました。しかし、それは不納欠損は4,435万円もあるんですね。この本来、徴収できる、いわゆる交付税ではない自主財源、これが全く成績が上がっていない。この点も、この決算の中から見えてくる、今回の不納欠損、恐らく万やむを得ないものをされと思いますが、本来ならいただけるものをいただけてない。そして、交付税が下がるとか、そんな心配をするよりも、まず、この自主財源の確保、ここでもっともっと、振肅がいただきたいと、国を批判する前に、まず自分たちの町の自主財源を確保する、この努力が、私は足りないと思っています。これも訴えておきます。答弁は結構です。

それから、指定管理者制度が発足しまして、指定管理制度ができて、今回もここへ指定管理施設の収支状況が、一覧表が非常にわかりやすく、今回の決算資料は、本当に見事なものが出てきていると思っています。よくわかります。

この中で、私、ちょっと2、3気がついたことは、例えば、指定管理者でも、この冷凍米飯加工施設は指定管理料はないですね、無料。しかし、この施設には、平成合併後ですよ、合併以前は知りませんが、合併後に施設拡張事業で5,020万円、これ平成19年。平成20年では、加工施設の空調機器の改修724万2,000円。21年度には形成焼器、鯖焼器ですか、249万9,000円。それから、冷凍冷蔵庫、貨物車、これが320万9,000円。そして22年度、自動炊飯器145万9,500円、急速凍結機273万9,000円、このように多額のお金が入っているわけですね。

私は、もう今回、ここにも書いてあります、平成22年において、債務超過を解消したと、非常に努力は評価すべきです。しかし、果たして、このように、これからも町がすべての、こういった備品を買って与える、これが本来の姿かなと、と申しますのは、そうであるならば、指定管理料をお支払いして、そして自主的な運営ができる会社に生まれ変わられる必要もあるんじゃないかという気がしているわけです。それが私の意見です。

それから、同じ第三セクターでいいますと、この京豆腐さんですね、この京豆腐さんが、町が2%、20万円の出資があります。今、京豆腐さんも雇用が43名という、非常に雇用促進にも、また、地域の経済にも大きく貢献されています。しかし、これ普通、資本金が1,000万円の会社で、第13期の累積損益が3億1,400万円あるんです。これ普通なら成り立たない会社なんです。これは恐らく連結だと思えます、本社とか、また小売部門がありますから、連結されて、いろんな節税対策で、こうされているんじゃないかなとは思いますが、やはりこういった点も、例え2%でも出資している以上は、ただ、こうやって決算書を見るだけではなしに、実際どういう状況下なんだということを私は調査する必要があると。

普通、私が考えれば1,000万円の会社で累積が3億1,000万円もあれば、どうなんだろうと、今、うなずかれた方もありますが、普通、常識では考えられない数字です。この点についても、私は調査される必要があると、こんなふうに思っています。あくまでも、きょう指摘ばかり言いますが、すみません。

もう1点、同じ三セクの会社で、この加悦総合振興有限会社でございます。これは町が75%の出資です。大変、ほとんど町の出資ですね。この会社ができた目的は、丹後リゾート構想の重点整備地区の大江山地区にある二級河川野田川の親水性のある河川公園整備を行うに当たり、平成元年度NTT-A型事業の活用を図るために、この会社を設立したと書いてありますね。

ところが、そのときにお借りしたお金は、もう既に平成23年、本年の3月で償還されたわけです。今は現実には事業としてはシルクパウダーの製造販売です。就労人員2名です。これも、この会社を見直して、十分この会社は、やっていける会社です。今期も188万円利益が出ています。純資産も2,100万円になっています。この辺のことも、やはり今後の、この会社がもっともっと地域に就労人員をふやしていただいたり、いろんな地域の活性化が、特に特筆するのは、この会社は、当時、加悦町へ寄附を1億1,750万円されてますわね。大変な功績です。そういった会社でありますから、十分会社の今後の行き方を十分聞かれて、このままでいいのか、

もう既に、この大江山の丹後リゾート構想の、この件は、実際、今、何もされてないわけですね。借金が返って終わっている。管理をしておられるか知りませんが、こういった点も、これも見直しする必要があるというふうに、私は考えております。これだけです。

議長（井田義之） 赤松議員にお願いします。

質疑の時間ですので、質問をしてください。

1 3 番（赤松孝一） わかりました。ほんなら質問をさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。この決算書の、主な物品というんですかな、何ですか、これは。352ページに、主な物品等というのがございます。この中にあります、中に、こういった三セクの会社であります。特にファーマーズライスの、いわゆる冷凍貨物車や、それから鯖焼機や、そういったものは、この備品に上げてもらっているのかどうか、この点について、どなたか、だれに聞いたらいいいのかわかりませんがお願いいたします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

決算書でいきますと353ページということで、これの一番下に厨房機器、機械器具と米飯炊飯設備ということで、一式という形で上げさせていただいております。細かく分けると、非常に数が多いので、当初から、こういう形で上げさせていただいておることです。

1 3 番（赤松孝一） 自動車も入ってます、自動車は、ここへ。

農林課長（永島洋視） 自動車は、ここが一番上の貨物。

1 3 番（赤松孝一） に入っているわけですか。

農林課長（永島洋視） はい。ここに入っておるというふうに思います。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） この主な物品等も、ずっと見ますと、いわゆる指定管理といいますか、町の設備、施設の中の物品が、すべて上がっているかなと、私、もう一度ですね、物品台帳を見直される必要があるんじゃないかなという気がしていますので、これは、もしもお答え願えるものなら、今の町内の公共施設にあります指定管理者が使っているものも含めて、本当に町のお金で買った、いろんな諸道具、器具が、重機備品が、この物品台帳、これで本当に上がっているのかなというのを思いますが、ご答弁願えたらお願いします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 決算書の物品につきましては、ちょっと会計がまとめているかと思いますが、今、備品ということがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

第三セクターで使っております、いわゆる町がお金を払って買った備品についても、決裁を町まで上げて、いわゆる備品登録といったことをしておりまして、それらを打ち込んでおります。

したがって、この中に一式とか、いろんな書き方をしております。そういった中ですが、ここに主な物品ということで、主な物品ということでもありますので、小さい金額のものは入っていないかと思いますが、これらに上げてもらっているものだと思いますが、これらにつきましては、今、議員、ご質問でございましたので、確認はさせていただくということで、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） ぱっと見ただけで、私は、もう一度、精査していただきたいなと思っています。それは三セクの会社が使ってるのじゃなしに、町内の公共施設にある、町が購入したものが、ここに上がっているのかなど、わくばるもありますよね、例えば、知遊館もありますよね、いろんなところあります。結構高価なもの入っています。その点、一度精査をしていただきたいと思っています。

それから、次いきます。次に、350ページに土地開発基金によります不動産の一覧表がございます。この土地開発基金には不動産部門としまして3億6,995万5,048円のものがあるというふうに入っているわけですが、この中で本当に今、これ換金ができるものが、どれだけあるんだろうかと、例えばですよ、タウンセンター用地1,672万5,000円、非常に高価なものがございます。例えば、このタウンセンター用地、海岸道路用地3,466万7,401円、公共施設建設用地7,742万6,000円、大きな金額のものがございます。公園整備用地1,137万1,000円と、例えば、こういったものが本当に、こういった形で、ずっとここに載っているわけですが、これが本当に、これが換金できる可能性があるものなのか、ないものなのか。今、大きく上げました何点か、現状どうなんでしょうか。

だれがいいんでしょうか。総務課長さんですか。副町長さんですか。だれがいいのか知りませんが、この管理されている方はお願いいたします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

土地開発基金につきましては、一応、企画財政課のほうで保管をさせていただいております。

基金につきましては、ご承知のように土地で保有しているものと現金で保有しているものとございます。土地につきましては、今、ご指摘のございましたように、事実上、それが換金できないものと、できるものと両方あるだろうというふうに思っています。それを基金で、当時、買ったがために、この基金に土地として財産を保有していると、こういう位置づけになっているものと思っております。

1 3 番（赤松孝一） それはわかっているんです、僕も。だから、この中で本当に今、ここにも上がっているけども、これはもう既に使っているものなんだと、例えばタウンセンター用地といいますと、どんなものなのか、実際にどうなのかということを知っているわけなんですけど、現状。

企画財政課長（浪江 学） それは既に活用している土地ということですので、それを換金するということはできないと、そういう状況にあるかというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 今おっしゃったように、現金の部分と不動産の部分とあるわけですが、私も野田川の出身でありますから、この波江谷用地とか、よくわかるところは事情もわかるんですけど、ほかのところはわかりませんのでね、本当に、こういうふうな処理の仕方、いつまでもいいのかわるか、既に使っているものが、いかにもお金があるような、3,400万円もあるとか、7,700万円もあるとか、そう錯覚をしてもらおうと困るんでね、これはやはりもう既に使っているもの、今から換金の可能性のあるものというふうな、ある程度、そういったこと、わかるような、また、今後、資料づくりをお願いしたいし、処理もしていただきたいと、これも要望して

おきます。以上で私は終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 皆さんにお諮りいたします。

この後、議会運営委員会も予定されておりますので、本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは10月4日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（延会 午後 4時46分）